

令和3年9月甲良町議会定例会会議録

令和3年9月6日（月曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 報告第3号 専決処分の報告について
- 第4 報告第4号 令和2年度甲良町財政健全化判断比率の報告について
- 第5 報告第5号 令和2年度甲良町水道事業会計資金不足比率の報告について
- 第6 報告第6号 令和2年度甲良町下水道事業会計資金不足比率の報告について
- 第7 認定第1号 令和2年度甲良町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第8 認定第2号 令和2年度甲良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第9 認定第3号 令和2年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第10 認定第4号 令和2年度甲良町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第11 認定第5号 令和2年度甲良町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第12 認定第6号 令和2年度甲良町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第13 認定第7号 令和2年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第14 認定第8号 令和2年度甲良町水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告の認定について
- 第15 認定第9号 令和2年度甲良町下水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告の認定について
- 第16 議案第48号 甲良町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
- 第17 議案第49号 甲良町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 第18 議案第50号 令和3年度甲良町一般会計補正予算（第2号）
- 第19 議案第51号 令和3年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

- 第20 議案第52号 令和3年度甲良町墓地公園事業特別会計補正予算（第1号）
- 第21 議案第53号 令和3年度甲良町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第22 議案第54号 令和3年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 第23 議案第55号 町道の認定について
- 第24 議案第56号 契約の締結につき、議決を求めることについて（甲良町総合行政情報システム電算関連備品更新（パソコン））
- 第25 議案第57号 契約の締結につき、議決を求めることについて（甲良町総合行政情報システム電算関連備品更新（プリンタ））
- 第26 同意第4号 甲良町教育委員会教育長の任命につき、同意を求めることについて
- 第27 請願第1号 コロナ禍による米の需給改善と米価下落の対策を求める請願
- 第28 意見書第2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）
- 第29 発議第7号 事務検査に関する決議（案）
- 第30 一般質問

◎会議に出席した議員（11名）

1番	小森正彦	2番	岡田隆行
3番	山田充	4番	野瀬欣廣
5番	阪東佐智男	6番	宮寄光一
7番	丸山恵二	8番	木村修
9番	建部孝夫	10番	西澤伸明
11番	山田裕康		

◎会議に欠席した議員

なし

◎会議に出席した説明員

町長	野瀬喜久男	教育長	松田嘉一
総務課長	中川雅博	教育次長	福原猛
会計管理者	丸澤俊之	学校教育課長	寺田喜生
税務課長	大野けい子	社会教育課参事	上田真司

企画監理課長 熊谷裕二
住民人権課長 宮川哲郎
保健福祉課長 中村康之

産業課長 西村克英
建設水道課長 村岸勉
総務課主幹 岩瀬龍平

◎議場に出席した事務局職員

事務局長 橋本浩美

書記 山脇理恵

(午前 9時00分 開会)

○山田裕康議長 ただいまの出席議員数は11人です。

議員定足数に達していますので、令和3年9月甲良町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、既に配布しているとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、1番 小森議員、2番 岡田議員を指名します。

次に、日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日から9月27日までの22日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田裕康議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から9月27日までの22日間と決定しました。

これより、町長の挨拶、行政報告ならびに提案説明を求めます。

町長。

○野瀬町長 本日、令和3年9月甲良町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しいところ、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。また、平素は町政全般にわたりまして格別のご支援、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

それでは、提案説明の前に3点の行政報告をさせていただきます。

毎年、滋賀県内の6町は、滋賀県町村会として要望書を取りまとめ、10月上旬に、次年度の予算、施策に関する要望書を滋賀県知事に提出をし、その回答を求めているところであります。

甲良町としての知事要望は、本年8月19日に独自要望活動を行いました。その内容は2項目であります。

1項目は、議会協議し策定いたしました甲良町持続可能な地域づくり計画を基にして、令和4年4月1日に追加公示されるであろう過疎法に基づく過疎指定を見据えた支援についてであります。本町といたしましては、同和対策事業特別措置法以来、過疎地域の持続発展の支援に関する特別措置法、いわゆる2度目の特別措置法の対象団体となります。よって、法に基づいて持続発展の市町村計画の見直し策定をするとともに、法の定めにより、滋賀県も県方針、県計画を策定して人的・技術的支援をすることとされており、特に財政運営に関して、県の指導・援助のお願いをいたしました。

2項目は、本年6月11日に、せせらぎの里こうらの道の駅が滋賀県から国への推薦があり、県で1カ所、全国で39カ所の防災道の駅に選定されました。広域防災拠点としての国の支援を受け、ハード・ソフト両面の整備をすることになります。本町の道の駅の当初整備は、国道307号に面して、駐車場とトイレは県で整備されているところであり、今回の防災道の駅も国道307号沿いを予定していることから、県での整備も含め、専門的・技術的指導のお願いをいたしました。

次は、8月12日から西日本を中心に降り続いた大雨についてであります。甲良町には8月14日午前1時40分に大雨警報が、午前10時20分に洪水警報が、続いて午前10時20分過ぎに土砂災害警戒情報が発令されました。警報発令中は、防災担当課の総務課と建設水道課の職員と警報発令時の警戒班の職員によって警戒体制でその対応にあたり、町内河川・水路等のパトロール、そして池寺、正楽寺、長寺、緑ヶ丘地先の山林部の土砂災害警戒区域において前兆現象があるかどうかの現地チェックにあたり、あらかじめ開設する避難場所を定め、対象地域の区長さんと対象世帯に事前の避難情報の伝達を行いました。

住民への避難指示はいたしませんでしたが、8月15日に正楽寺地先の山の池ため池が損壊したのと、8月20日に長寺、緑ヶ丘町運動公園の四ツ塚宅造側の法面の土砂崩落がありました。2カ所について、県職員立会いのもと現地調査と応急処置をしておりますが、早急に災害復旧費用を算定し、今定例会会期中に一般会計補正予算第3号の議案を追加で上程いたしたく、どうぞよろしくお願い申し上げます。

3つ目の報告は、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。滋賀県は8月8日に新型コロナウイルスによるまん延防止等重点地域に指定され、その後も新型コロナウイルス感染者が今までにないスピードで拡大していること、医療機関の病床率が逼迫していること、若年層感染が広がっていることなどから、8月27日から滋賀県全域に緊急事態宣言が発令されました。8月26日に町の感染症対策本部会を開催し、9月12日までの緊急事態期間中、町内の温水プール、香良の湯、児童公園、運動公園などの施設について、休館、利用休止を決定いたしました。

これらの内容は、防災行政無線で放送するとともに、町のホームページにもアップいたしました。町民の皆様のご理解と取組によりまして、8月に入ってから、滋賀県内で一番感染者数の少ない町であります。これまでどおり、一人一人の感染予防対策が重要であることを徹底いただくようお願いをしているところであります。

ここで、今9月定例会最終日に追加議案2件の提出を予定していることに

ついてお願いするものであります。

1件は、令和3年度甲良町一般会計補正予算（第3号）で、ため池と法面崩落の災害復旧に係る事業費の追加と新型コロナウイルス感染症により経済活動に影響を受ける事業者支援の地方創生臨時交付金が国から追加交付されますので、所要の事業費を追加するものであります。

2件目は、権利の放棄及び和解につき議決を求めることの議案であります。令和2年6月に提訴した改良住宅の明渡請求と滞納家賃請求について、京都地方裁判所から和解勧告が示され、和解条項案に基づき和解することについて、議会の議決をお願いいたしたいものであります。

それでは、本日提案させていただきます案件について、その概要を説明申し上げます。

報告第3号は、レンタルルーターサービス解約に伴う損害賠償の額についての報告であります。

報告第4号から第6号は、財政健全化判断比率及び公営企業会計の資金不足比率の報告であります。令和2年度の状況として、実質赤字比率および連結実質赤字比率については、実質収支が黒字のため、比率は算出されておられません。実質公債費比率につきましては、10.8%となり、前年より0.5ポイントよくなりました。将来負担比率につきましては、10.3%でありました。公営企業会計における水道事業会計、下水道事業会計におきましては、資金不足を生じておりませんので、比率は算出されておられません。引き続き、各会計とも財政の健全維持に向けて努力する所存であります。

認定第1号から認定第9号は、令和2年度甲良町一般会計及び各特別会計、企業会計の歳入歳出決算の認定をお願いするものであります。

普通会計における決算額を前年度と比較しますと、歳入総額が49億9,565万2,000円で、対前年11億4,393万6,000円の増額、歳出総額が48億4,265万6,000円で、対前年11億8,510万8,000円の増額となっております。歳入の増額理由として、大きくは地方創生臨時交付金や特別定額給付金の増によるものでございます。

次に、地方債現在高につきましては、順調に償還を行い、対前年7,640万3,000円の22億1,722万1,000円となりました。よって、地方債現在高比率につきましても、対前年9ポイント減少し、90.8%となりました。

また、積立金現在高につきましては、対前年3,270万8,000円減の7億9,607万2,000円となりました。今後の財政運営につきましては、財政脆弱体質であることから、事業費縮減等に取り組み、財政健全化につなげたいと考えております。

議案第48号は、甲良町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例で、職員のサービスに関する宣誓書において押印を廃止する一部改正であります。

議案第49号は、甲良町手数料条例の一部を改正する条例で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第50号は、令和3年度一般会計補正予算（第2号）で、1億8,668万9,000円を追加いたし、補正後の予算額を42億4,051万円とするものであります。主な補正項目といたしましては、歳入では、普通交付税1億972万8,000円、地方創生臨時交付金1,065万9,000円、前年度繰越金8,594万7,000円を増額いたし、歳出では、総務管理費で、財政調整基金積立金9,000万円、甲良町公共施設等総合管理計画改訂業務委託547万5,000円、清掃費で粗大ごみ収集委託800万円、児童福祉費で、補助金等返還金447万7,000円、施設備品購入280万円、社会福祉費で、会計年度任用職員給フルタイム分218万4,000円、各種事業報償の学習会開催分178万8,000円、商工費で官民協働事業委託1,200万円、道路橋梁費で、町道新設改良費1,079万4,000円、除雪委託857万円、登記委託202万3,000円などを予算追加しております。

議案第51号は、令和3年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）で、6,193万6,000円を追加いたし、総額を8億7,283万円とするものであります。主な内容といたしましては、前年度繰越金6,193万6,000円を歳入計上し、支出では基金積立金2,000万円などを増額するものであります。

議案第52号は、令和3年度甲良町墓地公園事業会計補正予算（第1号）で、546万9,000円を追加し、総額を686万円とするものであります。主な内容といたしましては、前年度繰越金546万9,000円を歳入計上し、支出では墓地公園管理基金積立金477万9,000円を増額するものであります。

議案第53号は、令和3年度甲良町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）で、5,872万1,000円を追加いたし、総額を9億3,967万6,000円とするものであります。主な内容といたしましては、介護保険料121万2,000円、一般会計繰入金65万7,000円、前年度繰越金5,685万2,000円などを歳入計上し、支出では、補助金返還金2,169万4,000円、介護給付費準備基金積立金1,580万1,000円を増額するものであります。

議案第54号は、令和3年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)で、131万7,000円を追加いたし、総額を8,437万5,000円とするものであります。主な内容といたしましては、繰越金、保険料還付金であります。

議案第55号は、道路法の規定により、町道の認定をお願いするものであります。

議案第56号は、契約の締結につき、議決を求めることについて、甲良町総合行政情報システム電算関連備品更新で、契約の金額は1,196万9,980円で、パソコン70台を更新するものであります。

議案第57号は、契約の締結につき、議決を求めることについてで、甲良町総合行政情報システム電算関連備品更新で、契約の金額は714万1,200円で、プリンタ18台を更新するものであります。

同意第4号は、甲良町教育委員会の教育長の任命につき、同意を求めるものであります。

以上、本日提出いたしました案件につきまして、その概要の説明を申し上げます。何とぞよろしくご審議いただき、適切な認定、議決、同意を賜りますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○山田裕康議長 次に、日程第3 報告第3号を議題とします。

報告書が提出されていますので、報告を求めます。

住民人権課長。

○宮川住民人権課長 それでは、私の方から報告第3号を報告させていただきます。

専決処分の報告について。

レンタルルーターサービス解約に伴う損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年9月6日。

甲良町長。

1枚おめくりください。

専第11号 専決処分書。

損害賠償の額を定めることについて。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和3年7月26日。

甲良町長。

もう1枚おめくりください。

損害賠償の額を定めることについて

本件解約による損害を次のとおり賠償するものとする。

1、相手方

(1) 住所 滋賀県大津市浜大津1丁目1の26。

(2) 氏名 西日本電信電話株式会社滋賀支店支店長 長田裕幸。

2、本件の概要。職員派遣任期満了に伴い、甲良町役場と彦根愛知犬上広域行政組合を結ぶインターネット光回線およびレンタルルーターの利用について、解約することに伴う違約金を支払う必要が生じた。

3、損害賠償額金7万5,340円でございます。

以上、報告をさせていただきました。

○山田裕康議長 これをもって報告を終わります。

日程第4 報告第4号から日程第6 報告第6号までを一括議題とします。報告書が提出されていますので、報告を求めます。

総務課長。

○中川総務課長 報告第4号です。令和2年度甲良町財政健全化判断比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、甲良町財政健全化判断比率を報告いたします。

裏面をお願いいたします。

まず、1つ目ですが、実質赤字比率は生じておりません。2つ目、連結実質赤字比率も生じておりません。3番目、実質公債費比率については、10.8%であります。4番目の将来負担比率については、10.3%であります。

以上であります。

○山田裕康議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 それでは、報告第5号 令和2年度甲良町水道事業会計資金不足比率の報告について申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、甲良町水道事業会計資金不足比率を報告するものでございます。

裏面をお願いいたします。

資金不足比率につきましては、令和2年度、基準が20%のものに対しまして算出はされております。

続きまして、報告第6号 令和2年度甲良町下水道事業会計資金不足比率の報告について、同じく地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、甲良町下水道事業会計資金不足比率を報告するものでございます。

裏面をお願いいたします。

こちらの会計におきましても、令和2年度において、資金不足比率につき

ましては算出されませんでした。

以上、終わります。よろしく申し上げます。

○山田裕康議長 これをもって報告を終わります。

ここで、監査委員の木村議員から、令和2年度甲良町財政健全化判断比率、同じく、水道事業特別会計資金不足比率ならびに下水道事業会計資金不足比率の審査意見書が提出されていますので、その報告を求めます。

木村議員。

○木村議員 それでは、朗読をもって報告とさせていただきます。

甲良町長 野瀬喜久男様。

甲良町監査委員 上野安徳 同 木村修。

令和2年度財政健全化審査意見書。

財政健全化法第3条第1項の規定により、令和2年度甲良町財政健全化について判断比率を審査した結果、その意見は次のとおりである。

審査の概要。この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

審査の結果。総合意見。審査に付された下記健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

個別意見。

①実質赤字比率について。令和2年度の実質収支は黒字のため、実質赤字比率は算出されない。

②連結実質赤字比率について。令和2年度の連結実質収支は黒字のため、連結実質赤字比率は算出されない。

③実質公債費比率について。令和2年度の実質公債費比率は10.8%となっており、前年度に比べて0.5ポイント低くなった。早期健全化基準の25%と比較すると、これを下回り、良好である。

④将来負担比率について。令和2年度の将来負担比率は10.3%となっており、前年度に比べて6.5ポイント高くなった。早期健全化基準の350%と比較すると、これを下回り、良好である。

3、是正改善を要する事項。

特に指摘すべき事項はない。

次に、水道と下水道の経営健全化審査の意見書なのですが、水道・下水道が同じ文言のために、一括して報告とさせていただきます。

甲良町長 野瀬喜久男様。

甲良町監査委員 上野安徳 同 木村修。

令和2年度甲良町水道・下水道事業会計経営健全化審査意見書。

財政健全化法第22条第1項の規定により、令和2年度甲良町水道・下水道事業会計の経営健全化について判断比率を審査した結果、その意見は次のとおりである。

審査の概要。この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

審査の結果。総合意見。審査に付された下記資金不足比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成しているものと認められる。

2、個別意見。

資金不足比率について。資金不足は生じないため、資金不足比率は算出されない。

3、是正改善を要する事項。

特に指摘すべき事項はない。

以上でございます。

○山田裕康議長 ありがとうございます。以上で報告を終わります。

次に、日程第7 認定第1号から日程第15 認定第9号までの9議案を一括議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 認定第1号 令和2年度甲良町一般会計歳入歳出決算認定について。

認定第2号 令和2年度甲良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第3号 令和2年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第4号 令和2年度甲良町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第5号 令和2年度甲良町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第6号 令和2年度甲良町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第7号 令和2年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第8号 令和2年度甲良町水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告

の認定について。

認定第9号 令和2年度甲良町下水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告の認定について。

上記の議案を提出する。

令和3年9月6日。

甲良町長。

○山田裕康議長 認定第1号から認定第7号までは町長、認定第8号と認定第9号は建設水道課長において、順次説明を求めます。

町長。

○野瀬町長 それでは、認定第1号から認定第7号までは町長の方で提案説明をいたします。令和2年度の決算書をご覧いただきたいと思います。

認定第1号 令和2年度甲良町一般会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

決算書の1ページからでございます。

歳入、説明項目は、款、項、収入済額、不納欠損額、収入未済額、その順番で、一々項目を言わずに金額読み上げをいたしますので、よろしく願いいたします。

まず、歳入。1款 町税、収入済額8億2,041万1,534円、不納欠損額527万5,383円、収入未済額2,254万7,318円、1項 町民税3億677万4,595円、103万7,046円、905万2,579円、2項 固定資産税4億4,544万1,110円、382万2,101円、1,159万9,539円、3項 軽自動車税3,227万4,692円、41万6,236円、189万5,200円、4項 町たばこ税3,592万1,137円、2款 地方譲与税3,456万5,000円、1項 自動車重量譲与税2,521万2,000円、2項 地方揮発油譲与税866万5,000円、4項 森林環境譲与税68万8,000円、3款 利子割交付金、1項 利子割交付金78万3,000円、4款 配当割交付金、1項 配当割交付金289万6,000円、5款 株式等譲渡所得割交付金、1項 株式等譲渡所得割交付金372万8,000円、6款 法人事業税交付金、1項 法人事業税交付金373万2,000円、7款 地方消費税交付金、1項 地方消費税交付金1億4,429万円、8款 環境性能割交付金、1項 環境性能割交付金416万1,000円、9款 地方特例交付金、1項 地方特例交付金579万9,000円、10款 地方交付税、1項 地方交付税16億8,112万4,000円、11款 交通安全対策特別交付金107万9,000円、1項 同額でございます。12款 分担金及び負担金、1項 負担金1,369万8,430円、収入未済額が3

20万4,320円、13款 使用料及び手数料1,930万3,493円、不納欠損額805万6,000円、収入未済額1,170万9,000円、1項 使用料1,328万3,208円、805万6,000円、1,170万9,000円、2項 手数料602万285円、14款 国庫支出金12億5,967万8,066円、1項 国庫負担金1億7,916万392円、2項 国庫補助金10億7,860万2,766円、収入未済額3,756万2,000円、3項 委託金191万4,908円、15款 県支出金2億4,684万3,294円、1項 県負担金8,074万3,808円、2項 県補助金1億5,045万8,267円、3項 委託金1,564万1,219円、16款 財産収入1,836万7,517円、1項 財産運用収入403万4,557円、2項 財産売却収入1,433万2,960円、17款 寄附金、1項 寄附金5,353万6,000円、18款 繰入金1億4,348万2,831円、1項 特別会計繰入金617万9,283円、2項 基金繰入金1億3,730万3,548円、19款 繰越金、1項 繰越金1億9,387万9,015円、20款 諸収入8,255万3,530円、1項 延滞金加算金及び過料73万6,743円、2項 町預金利子6,131円、3項 貸付金元利収入ゼロ、4項 受託事業収入577万6,985円、5項 雑入7,603万3,671円、21款 町債、1項 町債2億5,404万4,000円。歳入合計、予算現額52億136万2,000円、調定額50億7,903万4,106円、収入済額49億8,795万4,710円、不納欠損額1,333万1,383円、収入未済額7,774万8,013円。予算現額と収入済額との比較であります。マイナスの2億1,340万7,290円でございます。

歳出におきましては、款、項、支出済額、翌年度繰越額の順に説明をさせていただきます。

1款 議会費、1項 議会費6,034万7,458円、2款 総務費15億5,870万4,341円、翌年度繰越額1,052万円、1項 総務管理費14億7,624万8,066円、1,052万円、2項 徴税費6,528万2,753円、3項 戸籍住民基本台帳費1,380万1,599円、4項 選挙費31万5,873円、5項 統計調査費224万3,764円、6項 監査委員費81万2,286円、3款 民生費11億7,488万7,462円、1項 社会福祉費7億9,167万5,671円、2項 児童福祉費3億8,321万1,791円、4款 衛生費3億1,448万2,874円、翌年度繰越額3,552万7,000円、1項 保健衛生費9,662万9,443円、3,552万7,000円、2項 清掃費1億8,255万4,081円、3項 上水道費3,529万9,350円、

5款 労働費146万2,463円、1項 雇用対策費108万363円、2項 労働諸費38万2,100円、6款 農林水産業費1億7,595万92円、1項 農業費1億7,578万1,092円、2項 林業費16万9,000円、7款 商工費、1項 商工費2,516万1,055円、8款 土木費3億8,582万7,815円、翌年度繰越額1,059万5,000円、1項 土木管理費4,071万7,387円、165万円、2項 道路橋梁費8,348万896円、894万5,000円、3項 河川費29万6,000円、4項 住宅費2,748万2,345円、5項 都市計画費2億3,385万1,187円、9款 消防費、1項 消防費1億4,184万14円、翌年度繰越額168万8,000円、10款 教育費6億5,651万3,820円、翌年度繰越額80万円、1項 教育総務費4億314万5,749円、2項 小学校費5,111万7,607円、3項 中学校費3,180万1,213円、4項 幼稚園費3,038万5,780円、5項 社会教育費7,230万7,373円、翌年度繰越額80万円、6項 保健体育費6,775万6,098円、11款 災害復旧費、1項 農林水産業施設災害復旧費ゼロ、12款 公債費3億4,497万411円、1項、同額であります。13款 諸支出金、1項 徴税配分金29万2,665円、14款 予備費、1項 予備費ゼロであります。歳入合計、予算現額52億136万2,000円、支出済額48億4,044万470円、翌年度繰越額5,913万円、不用額3億179万1,530円、予算現額と支出済額の比較は3億6,092万1,530円。歳入歳出差引額1億4,751万4,240円、うち基金繰入金1億3,730万3,548円は、歳入、18款、2項 基金繰入金の収入済額と同額であります。

次に、認定第2号 令和2年度甲良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、特別会計の決算書をお開きいただきたいと思っております。一般会計と同じように読み上げさせていただきます。

歳入。1款 国民健康保険税、1項 国民健康保険税1億4,813万3,968円、986円、不納欠損額353万2,228円、収入未済額1,411万1,739円、使用料及び手数料、1項 手数料7万8,100円、3款 国庫支出金、1項 国庫補助金176万7,000円、4款 県支出金5億3,439万8,131円、1項 県負担金5億3,278万9,131円、2項 県補助金160万9,000円、3項 財政安定化基金交付金ゼロ、5款 財産収入、1項 財産運用収入1万2,666円、6款 繰入金8,119万8,580円、1項 他会計繰入金8,119万8,580円、2項 基金繰入金ゼロ、7款 繰越金、1項 繰越金5,098万3,208円、8款 諸収入1,228万2,793円、1項 延滞金加算金及

び過料 20万1,500円、2項 預金利子ゼロ、3項 雑入 1,208万1,293円、9款 町債、1項 財政安定化基金貸付金ゼロ。歳入合計、予算現額 9億6,699万6,000円、調定額 8億464万9,431円、収入済額 8億2,885万4,464円、不納欠損額 353万2,228円、収入未済額 1,411万1,739円。予算現額と収入済額との比較は、マイナスの1億3,814万1,536円でございます。

歳出。1款 総務費、支出済額 2,933万886円、1項 総務管理費 2,927万886円、2項 運営協議会費 6万円、2款 保険給付費 5億1,968万5,601円、1項 療養諸費 4億5,544万9,839円、2項 高額療養費 5,925万7,892円、3項 移送費ゼロ、4項 出産育児諸費 336万1,470円、5項 葬祭諸費 30万円、6項 審査支払手数料 131万6,400円、3款 国民健康保険事業費納付金 2億122万7,865円、1項 医療給付費分 1億3,642万8,819円、2項 後期高齢者支援金等分 4,666万7,760円、3項 介護納付金分 1,813万1,286円、4款 共同事業拠出金、1項 共同事業拠出金 75円、5款 財政安定化基金拠出金ゼロ、1項 同額、6款 保健事業費 674万231円、1項 保健事業費 328万8,289円、2項 特定健康診査等事業費 345万1,942円、7款 基金積立金、1項 基金積立金 1万2,666円、8款 公債費、1項 公債費 600万円、9款 諸支出金 391万9,803円、1項 償還金及び還付加算金、同額であります。10款 予備費、1項 予備費ゼロ。歳出合計、予算現額 9億6,699万6,000円、支出済額 7億6,691万7,127円、不用額 2億7万8,873円、予算現額と支出済額の比較 2億7万8,873円、歳入歳出差引額 6,193万7,337円、うち基金繰入金ゼロ円であります。

次に、認定第3号 令和2年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算についてでございます。

1 ページをお願いします。

歳入。1款 県支出金、1項 県補助金 357万9,000円、2款 繰入金、1項 一般会計繰入金 968万6,000円、3款 繰越金、1項 繰越金 3,835円、4款 諸収入 493万7,867円、不納欠損額 1,079万8,411円、収入未済額 1億1,257万3,041円、1項 貸付金元利収入 493万7,867円、不納欠損額 1,079万8,411円、収入未済額 1億1,257万3,041円、2項 雑入ゼロ。歳入合計、予算現額 2,223万2,000円、調定額 1億4,157万8,154円、収入済額 1,820万6,702円、不納欠損額 1,079万8,411円、収入未済額 1億1,257万3,041円。予算現額と収入済額との比較、

マイナスの402万5,298円であります。

歳出。1款 総務費、1項 総務管理費1,202万7,419円、3款 諸支出金、1項 一般会計繰出金617万9,283円、4款 予備費、1項 予備費ゼロ。歳出合計、予算現額2,223万2,000円、支出済額1,820万6,702円、不用額402万5,298円、予算現額と支出済額の比較402万5,298円、歳入歳出差引額ゼロ、うち基金繰入金繰入額ゼロでございます。

認定第4号 令和2年度甲良町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

歳入。1款 財産収入、1項 財産売払収入ゼロ、2款 繰越金、1項 繰越金897円。歳入合計、予算現額489万9,000円、調定額897円、収入済額897円、不納欠損額、収入未済額はございません。予算現額と収入済額との比較、マイナスの489万8,103円であります。

歳出。2款 諸支出金、1項 一般会計繰出金ゼロ。歳出合計、予算現額489万9,000円、支出済額、翌年度繰越額ゼロ、不用額489万9,000円、予算現額と支出済額との比較489万9,000円、歳入歳出差引額897円、うち基金繰入金ゼロ。

認定第5号 令和2年度甲良町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

歳入。1款 繰越金、1項 繰越金28万3,446円、2款 使用料及び手数料、1項 使用料69万円、3款 諸収入、1項 管理料504万6,200円、4款 財産収入、1項 財産運用収入ゼロ、5款 繰入金、1項 基金繰入金ゼロ。歳入合計、予算現額621万7,000円、調定額618万446円、収入済額601万9,646円、不納欠損額ゼロ、収入未済額16万800円、予算現額と収入済額の比較、マイナスの19万7,354円であります。

歳出。1款 墓地公園管理費、1項 墓地公園管理費36万143円、2款 諸支出金、1項 返還金18万円、3款 予備費、1項 予備費ゼロ。歳出合計、予算現額621万7,000円、支出済額54万143円、繰越額はゼロ、不用額567万6,857円。予算現額と支出済額との比較であります、567万6,857円、歳入歳出差引額547万9,503円、うち基金繰入額はゼロ。

認定第6号 令和2年度甲良町介護保険事業特別会計歳入歳出決算についてでございます。

1 ページをお願いします。

1款 保険料、1項 介護保険料1億7,672万6,230円、不納欠

損額46万8,700円、収入未済額137万3,210円、2款 使用料及び手数料、1項 手数料9,100円、3款 国庫支出金2億1,176万1,157円、1項 国庫負担金1億4,849万5,467円、2項 国庫補助金6,326万5,690円、4款 支払基金交付金、1項 支払基金交付金2億1,705万8,819円、5款 県支出金1億2,889万305円、1項 県負担金1億2,378万6,242円、2項 県補助金510万4,063円、6款 財産収入、1項 財産運用収入2万3,250円、7款 繰入金、1項 一般会計繰入金1億5,929万9,969円、8款 繰越金、1項 繰越金1,231万1,647円、9款 諸収入6,500円、1項 延滞金・加算金及び過料ゼロ、2項 預金利子ゼロ、3項 雑入6,500円、10款 町債、1項 財政安定化基金貸付金ゼロ。歳入合計、予算現額9億2,370万6,000円、調定額9億792万8,887円、収入済額9億608万6,977円、不納欠損額46万8,700円、収入未済額137万3,210円。予算現額と収入済額との比較、マイナス1,761万9,023円。

歳出であります。1款 総務費3,695万9,623円、1項 総務管理費3,013万9,107円、2項 介護認定審査会費414万3,076円、3項 計画策定委員会費267万7,440円、2款 保険給付費7億8,168万8,587円、1項 介護サービス等諸費7億1,972万6,561円、2項 介護予防サービス等諸費445万3,063円、3項 高額介護サービス等費1,716万7,190円、失礼しました。4項 高額医療合算介護サービス等費171万177円、5項 特定入所者介護サービス等費3,760万3,113円、6項 その他諸費102万8,483円、3款 地域支援事業費1,599万582円、1項 介護予防・生活支援サービス事業費961万240円、2項 一般介護予防事業費79万6,278円、3項 包括的支援事業・任意事業費554万7,817円、4項 その他諸費3万6,247円、4款 基金積立金、1項 基金積立金2万3,250円、5款 公債費ゼロ、1項 公債費ゼロ、2項 財政安定化基金償還金ゼロ、6款 諸支出金、1項 償還金及び還付加算金1,457万1,261円、7款 予備費、1項 予備費ゼロでございます。歳入合計、予算現額9億2,370万6,000円、支出済額8億4,923万3,303円、翌年度繰越額ゼロ、不用額7,447万2,697円。予算現額と支出済額の比較は7,447万2,697円であります。歳入歳出差引額5,685万3,674円、うち基金繰入額はゼロでございます。

認定第7号 令和2年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算書でございます。

歳入をお願いいたします。1款 後期高齢者医療保険料、1項 後期高齢者医療保険料5,320万5,592円、2款 使用料及び手数料、1項 手数料2,900円、3款 繰入金、1項 一般会計繰入金2,817万6,374円、4款 繰越金、1項 繰越金72万4,471円、5款 諸収入ゼロ、1項、2項ともゼロでございます。歳入合計、予算現額8,273万1,000円、調定額8,120万8,669円、収入済額8,210万9,337円、不納欠損額ゼロ、収入未済額マイナスの90万668円。予算現額と収入済額との比較、マイナス62万1,663円であります。

歳出。1款 総務費648万6,888円、1項 総務管理費648万125円、2項 徴収費6,763円、2款 後期高齢者医療広域連合納付金、1項 後期高齢者医療広域連合納付金7,551万5,072円、3款 諸支出金ゼロ、1項 償還金及び還付加算金もゼロでございます。4款 予備費、1項 予備費ゼロでございます。歳出合計、予算現額8,273万1,000円、支出済額8,200万1,960円、翌年度繰越額ゼロ、不用額72万9,040円、予算現額と支出済額の比較は72万9,040円。歳入歳出差引額10万7,377円、うち基金繰入額ゼロでございます。

以上であります。どうぞよろしくをお願いいたします。

○山田裕康議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 それでは、認定第8号 令和2年度甲良町水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告について説明申し上げます。

それでは、決算報告書1ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出でございます。収入の部といたしまして、第1款 事業収益といたしまして1億9,718万3,356円ございました。支出の部といたしまして、第1款 事業費用といたしまして1億6,017万4,760円ございました。

3ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。収入の部といたしまして、第1款 資本的収入につきましてはゼロ円でございます。また、支出の部といたしまして、第1款 資本的支出につきましては決算額7,005万9,259円ございました。

5ページをお願いいたします。

損益計算書でございます。下から7行目の経常利益でございますけれども、3,299万3,496円ございました。また、下から4行目の当年度純利益につきましては同額でございます。また、前年度繰越利益剰余金につきましては1億4,475万1,167円ございました。当年度未処分利益剰余金につきましては、1億7,774万4,663円でございます。

また、9ページをお願いいたします。

貸借対照表でございます。資産の部でございます。下から9行目の固定資産合計でございます。19億1万495円でございます。また、下から2行目の流動資産合計といたしましては3億8,616万7,212円でございます。資産合計といたしまして22億8,617万7,707円でございます。また、負債の部でございます。固定負債合計といたしまして4億9,600万8,167円でございます。また、流動負債の合計といたしまして8,194万7,035円でございます。また、繰延収益の合計といたしまして7億5,141万35円でございます。負債合計といたしまして13億2,936万5,237円でございます。

続きまして、資本の部でございます。資本金合計といたしまして、2億3,912万2,400円でございます。また、下から3行目の剰余金合計といたしまして、7億1,769万70円でございます。資本合計といたしまして9億5,681万2,470円でございます。負債資本合計といたしましては資産合計と同額でございます。

続きまして、19ページをお願いいたします。

事業報告でございます。総括といたしまして、令和2年度は、法定年度を迎える水道量水器、メーターの交換を開始いたし、長寺西及び法養寺地区におきまして459個のメーター交換を行いました。この交換は令和4年度までの3カ年計画となっております。また、令和2年度の財政状況につきましては、総収益1億8,306万6,000円に対しまして総費用1億5,007万3,000円となり、当年度の純利益は3,299万3,000円となりました。

また、資本的収支でございますけれども、収入総額ゼロ円に対しまして支出総額7,005万9,000円で、不足する7,005万9,000円につきましては、当年度損益勘定留保資金5,007万6,000円と減債積立金1,998万3,000円で補填を行ったところでございます。

また、2番目の議会議決事項につきましては、4案件を提出させていただきました。

また、20ページの工事につきましては、修繕工事といたしまして、4号取水ポンプ修繕工事を実施しております。工事費用につきましては916万9,600円でございます。

続いて21ページをお願いいたします。

業務についてでございます。業務量の有収率につきましては82.49%でございます。また、事業収入に関する事項の1立米当たりの供給単価につきましては、168.58円でございます。また、事業費に関する事項

といたしまして、1立米当たりの給水原価につきましては139.15円で行いました。収支比率につきましては、1.22%ということで0.06、前年度よりアップしております。

続きまして、23ページをお願いいたします。

会計でございます。会計。企業債及び一時借入金の状況でございます。前年度末6億3,648万4,522円が前年度末残高でございます。当該年度償還額につきましては7,005万9,259円で行いました。年度末残高につきましては5億6,642万5,263円となっております。一時借入金については、ございません。

続きまして、認定第9号 令和2年度甲良町下水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告の認定について説明申し上げます。

決算報告書の1ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出でございます。収入の部といたしまして、第1款 事業収益、決算額3億5,071万3,404円で行いました。また、支出の部といたしまして、第1款 事業費用といたしまして決算額3億3,109万8,341円でございます。

3ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。収入の部といたしまして、第1款 資本的収入、決算額2億5,111万5,000円でございます。また、支出の部といたしまして、第1款 資本的支出、決算額3億1,743万5,423円で行いました。

5ページをお願いいたします。

損益計算書でございます。下から8行目、経常利益でございます。441万7,734円でございます。また、下から6行目、特別利益でございます。1,226万8,074円で行いました。当年度の純利益といたしまして1,668万5,808円でございます。当年度未処分利益剰余金につきましては、同額の1,668万5,808円でございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。

貸借対照表でございます。資産の部でございます。下から7行目の固定資産合計でございます。61億7,772万6,001円でございます。また、下から2行目の流動資産合計といたしまして、5,355万6,899円で行いました。資産合計といたしまして62億3,128万2,900円でございます。

続いて、10ページをお願いいたします。

負債の部でございます。上から5行目、固定負債合計でございます。32億4,778万6,706円でございます。また、流動負債合計といたしま

して3億1,700万4,635円でございます。また、繰延収益合計といたしまして26億160万3,423円でございます。負債の合計といたしまして61億6,639万4,764円でございます。

資本の部でございます。資本金合計でございます。4,820万2,328円でございます。剰余金の合計といたしまして1,668万5,808円でございます。資本合計といたしましては、6,488万8,136円でございます。負債資本合計につきましては、資本合計と同額でございます。

続きまして、26ページをお願いいたします。

企業債の明細書でございます。失礼しました。25、6ページでございます。企業債の当年度の発行総額につきましては、64億2,310万円に対しまして当年度償還高につきましては2億9,497万2,480円ございました。未償還残高といたしましては、35億4,697万3,883円ございました。

続きまして、27ページをお願いいたします。

事業報告でございます。総括的な事項といたしましては、地方公営企業法を適用し、地方公営企業会計に移行を令和2年度行いました。資産や負債の状況や収益費用を明確に把握することが可能となり、これにより効率化や健全な財政運営につなげていくことができる会計形態に移行をさせていただきました。

また、一方、令和2年度の財政状況につきましては、総収益3億4,166万6,000円に対し総費用3億2,498万円となり、当年度の純利益は1,668万6,000円となりました。また、資本的収支で、収入総額2億5,111万5,000円に対しまして総支出総額3億1,743万5,000円で、不足する額の6,632万円につきましては、当該年度損益勘定留保資金5,572万8,000円、また、その他基金取崩し1,059万2,000円で補填をさせていただきました。

2番、議会議決事項につきましては、3議案を提出させていただいたところでございます。

また、工事といたしまして、小川原第1号・2号マンホールポンプ機械設備の改築更新を行っております。工事費用につきましては715万9,900円ございました。

29ページをお願いいたします。

業務についてでございます。業務率について、水洗化率についてご報告申し上げます。水洗化率につきましては81.6%ということで、0.3%低下しております。

また、次ページの30ページ、事業費に関する事項でございます。収支比

率についてでございます。1.01ということございました。

続いて、31ページをお願いいたします。

会計につきましては、一時借入金等のことはございませんでした。

以上、どうかよろしくをお願いいたします。

○山田裕康議長 質疑に先立ちまして、監査委員の木村議員から、令和2年度甲良町各会計歳入歳出決算審査の報告を求めます。

木村議員。

○木村議員 それでは、朗読をもって報告をさせていただきます。沢山の中に表が沢山ありますが、表は割愛させていただきますので、個々で熟読をお願いしています。

甲良町長 野瀬喜久男様。

甲良町監査委員 上野安徳 同 木村修。

令和2年度甲良町会計歳入歳出決算意見書。

地方自治法第233条第2項の規定により、令和2年度甲良町一般会計および特別会計・企業会計歳入歳出決算ならびに関係帳簿、証拠書類を審査した結果、その意見は下記のとおりである。

審査の概要。期日、8月3日、4日、10日でございます。

審査の対象。1、甲良町一般会計から9、甲良町下水道会計の9会計で、その決算は次のとおりである。

一般会計。歳入決算額は49億8,795万5,000円、歳出決算額は48億4,044万円で、差引き1億4,751万4,000円となり、このうち令和3年度へ繰り越した事業に要する財源2,156万8,000円を差し引くと、実質残額は1億2,594万7,000円の黒字で、翌年度へ繰り越した。

歳入。歳入決算額は49億8,795万5,000円で、前年度と比べて11億3,726万7,000円の増となっているが、主には町税、財産収入、諸収入の減および各種交付金、国庫支出金、地方交付税、寄附金の増などによるものである。歳入決算における自主財源構成比は、普通会計ベースによると26.1%と、前年度に比べて10.1ポイント低くなった。自主財源の町税の減額と依存財源の国庫支出金の増額により、自主財源の構成比が低くなったが、同級他団体に比べ低い状態が続いており、今後はさらに税や使用料を確実に徴収するとともに、納付督促や納付意識の向上等に努め、収入確保に最大限努力をされたい。

滞納額の主な状況を見ると、町税は、主には固定資産税の時効完成等により、不納欠損処分527万5,000円をした結果、2,256万5,000円で、460万4,000円の減、保育園保育料等は326万8,000

円で、73万2,000円の減。幼稚園使用料等は22万2,000円で、1万7,000円の減。住宅使用料は、時効の援用の申出により不納欠損処分805万6,000円をした結果、1,142万4,000円で、1,219万円の減。学校給食費は229万5,000円で、50万8,000円の減。幼稚園給食費は11万4,000円で、2万8,000円の減。児童クラブ利用料は31万5,000円で、6万8,000円の減。令和2年度の滞納額の合計額は4,028万7,000円となり、前年度と比べて1,842万3,000円減少しているが、不納欠損額も1,331万1,000円であり、依然として滞納額が大きな状況となっている。

町統一の判断基準、未納者に対する取組状況および不納欠損理由と生活困窮の定義は、公平性を保つ上で効果的であり、今後もそれに従い滞納整理を行うとともに、料金などの徴収金についても恣意性が入らないよう努められたい。また、他会計の債権についても、常に連携を取り、回収に努められたい。

利用者負担が原則である学校給食費、保育料、児童クラブ料等は、今後も未納者を出さないよう、積極的かつこまめな徴収事務により一層努力されたい。

新型コロナウイルスの影響により、町税、特に法人税は前年比57%減となるなど、影響が大きい。令和2年度はコロナ対策に関する事業の国庫支出金が約9億円あり、歳入増加の多くを占めている。

歳出。歳出決算額は48億4,044万円で、前年度と比べて11億8,363万2,000円の増となっているが、主には、総務費、衛生費、農林水産業費、教育費の増などによるものである。予算額に対する執行率は93.1%であるが、翌年度へ繰り越して事業を執行する繰越明許費繰越額5,913万円を控除した執行率は94.1%である。

普通会計ベースにより、地方債現在高は22億1,722万1,000円で、前年より7,640万3,000円減少し、地方債現在高比率は90.8%で、前年度より9.0ポイント低くなった。財政構造の弾力性を示す経常収支比率は97.3%で、前年度と比べて1.4ポイント良化しているが、町の財政は依然として弾力性に乏しく硬直化しており、危機的状況にあると言わざるを得ない。

今後もコロナ対策が見込まれることから、生活に身近な分野の重点施策を選定し、「歳入に見合った歳出を原則に」限られた財源の重点的・効率的な配分や不要不急の事業見直し等による歳出削減に職員が一丸となって取り組まれたい。

3、特別会計・企業会計。

1、国民健康保険特別会計。

本会計決算額は、歳入が8億2,885万4,000円、歳出が7億6,691万7,000円で、差引き6,193万7,000円の残額は翌年度へ繰り越した。滞納額は、不納欠損額の353万2,000円を除くと1,427万1,000円となり、前年度より446万円減少している。

国民健康保険制度は、適正な保険給付と公正な負担が求められている。現年度の収納率は96.5%と前年度より0.2ポイント上回っており、滞納額は減少しているが、不納欠損額は増加している。

不用額約2億円のうち主なものは、保険給付費約1億5,000万円、保健事業費約1,100万円、基金積立金約2,000万円などである。保険給付費は医療費のため専決補正での見極めが難しい。保健事業費は、コロナによる定期健診の受診率の低下や事業縮小、未実施分などによるものであった。特に特定健康診査事業費の委託料の854万9,000円の不用額は、令和2年度にも特定健診の結果のお知らせ方法を業者委託せず、対面方式から郵送方式に変えたことや受診率の低下による結果である。また、基金積立金は補正予算を組んだにもかかわらず積み立てていない結果になるので、次年度に積み立てられたい。

国保税は公平な医療を受けるための必要な負担であることを被保険者に十分周知するとともに、税務課においては納税者に不公平とならないよう適確な賦課徴収を行い、住民人権課においては給付担当課として適正な資格管理や給付事務の適正に努め、今後も納付勧奨のサポートを継続しつつ、収納率の向上に連携を図りながら取り組まれたい。

今後とも、最小の事業費で効果的な保健指導が行われるよう工夫されたい。病気の早期発見や早期治療のため、保健福祉課と連携し、日常生活での健康づくりの支援により、医療費の適正化および抑制に努められたい。

住宅新築資金等貸付事業特別会計。

本会計決算額は、歳入歳出とも1,820万7,000円であり、本会計は廃止された。滞納額は、時効の援用の申出による不納欠損額1,079万8,000円を除くと1億1,257万3,000円となり、前年度に比べて2,173万4,000円減少している。収納率については、前年度より2.2ポイント下回った。

現年分調定が終了し、過年分の滞納処理を行う中、町全体の滞納額の52.4%を本会計が占めている。令和元年度から債権回収業務の弁護士委託などを行い、一定の成果が見られた。令和2年中の取組は、債権業務の弁護士委託が16件、回収業務の弁護士相談を1件行った。令和元年度提訴した5件に加え、新たに5件の提訴を行った。

本会計は廃止により一般会計へ継承されるが、今後も計画的に事務事業を遂行されたい。

土地取得造成事業特別会計。

本会計決算額は、歳入が897円、歳出がゼロ円で、差引き897円であり、本会計は廃止により一般会計へ継承されるが、今後も台帳整備等事務事業を遂行されたい。

墓地公園事業特別会計。

本会計決算額は、歳入が602万円、歳出が54万円で、差引き548万円の残額は翌年度へ繰り越した。墓地管理料が16万1,000円の滞納となっている。積立金の実施や一般会計の繰入れ（借入金の返済）について、令和3年度に実施されたい。整備された墓地396区画中、令和2年度で3区画販売、9区画の返還により通算219区画が売却され、177区画が残っている現状である。販売が進まない理由として、永代供養付きの販売でないことや、時代の流れで墓じまいをする人が多くなったこと、行政での販売が困難なことから、今後は民間委託などを考慮されたい。

介護保険事業特別会計。

本会計決算額は、歳入が9億608万7,000円、歳出が8億4,923万3,000円で、差額5,685万4,000円の残額は翌年度へ繰り越した。滞納額は、不納欠損額46万9,000円を除くと190万6,000円と、前年度に比べて20万3,000円減少した。また、現年度普通徴収の収納率は92.7%と、前年度より1.2ポイント増加、過年度徴収の収納率は21.3%と、前年度より10.1ポイント減少した。

保険法負担の公平性からも、滞納者には平素からこまめな納付指導や接触を行うとともに、時効の中断となる分納誓約書を徴することや滞納の場合の納付期限の案内をするなど、滞納の未然防止に向け、確実な事務執行に努められたい。

不用額の原因として、事業給付費の見通しの難しさや新型コロナウイルスによる事業実施の減がある。不用額約7,400万円のうち主なものは、人件費約640万円、保険給付費約1,240万、地域支援事業費約480万、予備費4,900万などである。令和3年度に国・県返還金や基金積立金の計上および予備費の計上など、計画的に事務を遂行されたい。

なお、今後も認知症等の介護認定者が増加し、町の財政負担が増加することが予想されることから、健全な運営と適切な介護サービス等の提供が図れるよう、医療・介護・福祉の各関係機関・団体との連携を図りつつ、積極的な介護予防事業により介護給付費の抑制に努められたい。

後期高齢者医療事業特別会計。

本会計決算額は、歳入が8,210万9,000円、歳出が8,200万2,000円で、差引き10万7,000円の残額は翌年度へ繰り越した。収入未済額は2万9,000円と、前年度に比べて2万円増加しているため、今後も納付義務の十分な理解を得られるよう、こまめな説明を行い、初期段階での窓口説明や電話連絡等の対応をし、新規未納者の未然防止に努められたい。還付未済額は92万9,000円と多額である要因として、事務処理遅延によるものだが、今後は年度内処理に努められたい。

水道事業会計。

本会計の損益決算書において、収入の営業収益は1億4,470万1,000円、営業外収益は3,836万5,000円、支出の営業費用は1億3,741万6,000円、営業外費用は1,265万7,000円、当年度純利益は3,299万3,000円となり、前年度繰越利益剰余金1億4,475万1,000円と合わせ、当年度未処分利益剰余金は1億7,774万5,000円となった。

有収率は、令和2年度では82.5%と、前年度より2.7ポイント減少しており、平成21年度91.8%のピーク時にはいまだ届いていない。有収率が減少した原因が年間配水量の増加であり、降雪による融雪のための水使用や、空き家での漏水があったことが主な原因であると考えられる。有収率は水道経営の根幹をなすものであることから、さらに水道経営の適正化に向けて、水道水の安定した供給に取り組むとともに、不正取水の防止策に最善を尽くされたい。

滞納額は3,650万7,000円となり、前年度より188万9,000円増加した。長期滞納者に対しては給水停止を含めた納付指導を確実に実施し、収納向上に努力されたい。

下水道事業特別会計。

13ページです。令和2年4月1日から地方公営企業法が適用されたことにより、同法の規定による下水道事業会計へ引き継がれた。本会計決算の損益計算書において、収入の営業収益は8,422万9,000円、営業外収益は2億4,516万9,000円、特別収益は1,226万8,000円。支出の営業費用は2億6,217万4,000円、営業外費用は6,280万7,000円、当年度純利益は1,668万6,000円となった。下水道使用料と受益者分担金の滞納額は893万9,000円であり、前年度に比べて53万7,000円増加し、現年度の収納率は97.2%で、前年度より0.4ポイント下回っている。また、水洗化率は81.6%であり、昨年より0.3ポイント減少しており、今後も引き続き水洗化に努力されたい。

14ページから17ページは飛ばさせていただきます。

7、結論。令和2年度甲良町一般会計および特別会計・企業会計の歳入歳出決算について審査した結果、決算の計数は正確であり、予算の執行および財産の管理については、おおむね適正に処理されていると認められた。また、各基金の運用状況を示す書類の計数については、関係諸帳簿および証拠書類と符合しており、誤りのないものと認められた。

財政状況は、自主財源に乏しく脆弱な財政基盤で、多くは地方交付税や地方債の依存財源に頼っている現状である。中でも、一般会計および特別会計・企業会計を合わせた地方債の現在高は総額63億3,062万円で、前年度比3億1,783万5,000円の減額になったが、依然として大きな借金を抱えている。特に新型コロナウイルス感染症により、経済情勢が不透明であり、税収等の大幅増は期待できず、さらなる高齢化に伴う医療・介護費の給付額の増加やさらなる人口減が見込まれることから、財源確保の厳しい状況が継続される。

健全な財政運営を確立するために、危機感を持って適切な職員の配置や効率的な組織の運営など、行財政運営の見直しなど義務的経費等の抑制に努められたい。

また、一般会計の不用額が3億179万2,000円で、特別会計2億8,988万2,000円で、合わせると5億9,167万4,000円と多額である。このことは、節約に努めた結果とは一概に言えず、専決処分補正ができていなかったことも要因である。

今後も不測の事態に備えた一定額の予備費計上は必要であるが、しっかりと予算計上を行い、各基金の積立額を確実に予算計上するよう習慣づけられたい。

さらに、上席者が職員の状況をチェックし指摘していくことや、適切な時期に報告を受け指導できる状況が健全な組織の運営からも必要である。上席者は、属する部署の業務に関する知識の研さんを積むとともに、全職員については、組織運営の基本である報告・連絡・相談を徹底されるよう求める。

徴収金の滞納状況については、前年度より4,221万3,000円減り、2億1,467万3,000円となった。町税や使用料、保険料、貸付金等は町財政における貴重な財源であり、滞納があることは、健全な財政運営を確立できない要因との厳しい現状認識を職員一人一人が持つとともに、権利と義務が果たされる社会秩序を維持するためにも、公平公正な徴収の認識の下、実効ある収納・徴収業務をさらに進められたい。

具体的には、滞納額をそのまま放置することなく、適時適切な納付督促や納付義務の意識づけを繰り返し行うなど、滞納額が大きく膨れ上がる前にそれぞれの滞納額の原因や実態等を把握し、早期に指導等を行うなど、一層の

収納促進を図るとともに、滞納の未然防止に努められたい。

また、特に誠意の見られない悪質な滞納者には、公平な負担の観点から債権回収業務の弁護士委託などを行った。引き続き、行政の責任として、町の強い姿勢を示し、必要な措置を執られたい。さらに、徴収対策の機能を強化し、常に情報等の連携を密にし、より強力な収納対策を実施されたい。

また、上席者は、担当者任せでなく、担当者を支援し、自ら率先垂範して徴収等に努められたい。また、最近の職員構成を見ると、各業務における従事年数が短い。このことから、業務知識が浅いことで生じる諸問題が散見されるので、業務量や職員数あるいは人員配置を見直す必要があると思慮される。

なお、特別会計への助成金・出資金・繰出金については、各会計の目的を十分勘案の上、会計ごとの独立採算が取れるよう適正に処理されたい。

最後に、町行政の信頼の礎は、日々の正しい行政事務執行等の積み重ねである。財政危機を回避するために職員が一丸となって、町政全般にわたり合理化と経費の節減に努め、無駄のない事業執行に努めるとともに、業務のダブルチェック体制の確立や、条例等に基づく適切な事務執行に努め、コンプライアンスの意識向上や職場風土の改善を徹底し、職員一人一人が公務員としての自覚と使命感を再認識し、職務に専念されることを切望して、令和2年度決算審査意見の結びとする。

以上でございます。

○山田裕康議長 決算審査の報告が終わりました。

ただいま議題となっています認定第1号から認定第9号までの9議案について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています認定第1号から認定第9号までの9議案については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配布している議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田裕康議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

ここでしばらく休憩します。11時までということにさせていただきます。

(午前10時47分 休憩)

(午前11時00分 再開)

○山田裕康議長 休憩前に引き続き、開会します。

次に、日程第16 議案第48号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第48号 甲良町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和3年9月6日。

甲良町長。

○山田裕康議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○中川総務課長 議案第48号 甲良町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例です。

1枚めくっていただきまして、まず、改正理由であります、令和2年の7月7日に総務省の方から、地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについてというような通知がありました。甲良町押印等見直し基準をそのとき定めましたので、その基準に基づいて条例改正するものであります。

内容は、甲良町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を次のように改正するというので、別記様式中「㊦」を削る。

附則は、附則として、この条例は、公布の日から施行する。

以上であります。

○山田裕康議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

野瀬議員。

○野瀬議員 この条例改正は分かりました。ただ、押印の廃止に関しては、現在の条例の中でもほかにもいろいろあると思うんですけども、今検討の廃止しようとしている条例、その辺はあるんでしょうか。

○山田裕康議長 総務課長。

○中川総務課長 昨年、ちょっと見直しをさせてもらいまして、条例についてはこの条例だけです。あと、規則とか要綱とかは並行してやっております。

○山田裕康議長 西澤議員。

○西澤議員 印鑑を押すことによって意思表示の最終確認ということですからずっと流れてきたわけですけども、その自筆か自筆でないのかという見分けをする必要が生じた場合にどのようなルールで設定をされていますか。それが1点です。

それから、サービスの宣誓に関する業務の範囲の条例ですから、それ以外のこ

とにはまた広がらないと思いますけども、その点ではどういう枠組み、決まりを用意されているか、ありましたら説明をお願いします。

○山田裕康議長 総務課長。

○中川総務課長 基本的には、印鑑証明と言われる印鑑がありますので、それが基本的にはその印鑑の証明になります。基本的には契約とかそういう重要な関係は、その印鑑を押して、確認は印鑑証明をつけるという場合があります。あと、それ以外は、もう基本的には記名押印というのがありますので、記名押印については、記名自体は署名じゃなくても結構ですので、それで意思確認はさせてもらっているというような状態であります。

○山田裕康議長 西澤議員。

○西澤議員 そうすると、今説明があったように、法的によしあしが定められている場合についてのみ、印鑑証明が要るやつがまだ残っていますけども、これについてはその範囲でないということなんですね。

○山田裕康議長 総務課長。

○中川総務課長 はい、議員のおっしゃるとおりであります。

○山田裕康議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで質疑を終わります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第48号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田裕康議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第48号は可決されました。

次に、日程第17 議案第49号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第49号 甲良町手数料徴収条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和3年9月6日。

甲良町長。

○山田裕康議長 本案に対する提案説明を求めます。

住民人権課長。

○宮川住民人権課長　こちら、甲良町手数料徴収条例の一部を改正する条例。
この条例につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律等により、法律の一部改正が行われました。そして、今回、本条例を一部改正することとなったものでございます。

甲良町手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

別表第2個人番号カードの再交付（個人番号カードの追記欄の余白がなくなったとき、その他の再交付がやむを得ないものとして町長が認める場合を除く。）の項を削る。

付則。

この条例は、公布の日から施行するでございます。

よろしく申し上げます。

○山田裕康議長　説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○山田裕康議長　ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員　全協で説明があったように、マイナンバーカード、これの利用幅が増える、こういうことを前提にした今回の条例となります。さらに、デジタル庁の設置によってデジタル化が推進される。これは便利なようで、法律の中には、企業が個人情報を取得するについては、明確な規制、つまり禁止の中身がありません。大変曖昧になっています。そういう点で、このことに基づいてこの条例が制定されるということそのものに私は危惧を感じますので、賛成できないことを表明させていただきます。

○山田裕康議長　ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○山田裕康議長　ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第49号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○山田裕康議長　ご着席願います。

起立多数です。

よって、議案第49号は可決されました。

次に、日程第18　議案第50号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第50号 令和3年度甲良町一般会計補正予算(第2号)。

上記の議案を提出する。

令和3年9月6日。

甲良町長。

○山田裕康議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○中川総務課長 議案第50号 令和3年度甲良町一般会計補正予算(第2号)を説明いたします。

予算書の裏面の方をお願いいたします。令和3年度甲良町一般会計補正予算(第2号)。

まず、歳入歳出それぞれ1億8,668万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ42億4,051万円にするものであります。

債務負担行為の補正は、第2表で説明いたします。

地方債の補正は、第3表で説明いたします。

それでは、次のページ、1ページ。第1表 歳入歳出の予算補正であります。

歳入の部。9款 地方特例交付金、補正額82万1,000円。10款 地方交付税、補正額1億972万8,000円、14款 国庫支出金582万6,000円、15款 県支出金126万円、18款 繰入金1,443万5,000円の減額、19款 繰越金8,594万7,000円、20款 諸収入121万5,000円、21款 町債367万3,000円の減額で、歳入合計が1億8,668万9,000円であります。

次のページをお願いいたします。

次、歳出の部であります。議会費、1款 議会費33万の補正額、3万3,000円です、すいません。2款 総務費補正額が1億1,131万3,000円、3款 民生費、補正額2,003万8,000円、4款 衛生費801万5,000円、6款 農林水産業費404万1,000円、7款 商工費1,277万6,000円、8款 土木費1,577万7,000円。

次のページをお願いします。

9款 消防費395万2,000円、10款 教育費874万4,000円、14款 予備費200万。歳出合計は歳入合計と同額です。

次のページをお願いします。

第2表 債務負担行為の補正であります。追加であります。地域活性化起業人派遣事業で、期間が令和3年度から令和4年度で、限度額は600万円

であります。

次に、人事評価制度運用支援業務で、期間が令和3年から令和4年で、限度額612万7,000円です。

次に、住民健診委託で、令和3年度から令和6年度までで164万1,000円です。

次、各種がん検診委託で、令和3年度から令和6年度までで2,907万円であります。

次、5ページをお願いします。

第3表 地方債補正であります。変更です。臨時財政対策債がマイナス1,267万3,000円で、補正額を1億1,632万7,000円にするものです。

次に、地方道路等整備事業債で、810万円を追加して1,170万円にするものです。

次に、公共事業等債で、90万円を追加して1,340万円にするものです。

以上です。よろしくをお願いします。

○山田裕康議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第50号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配布している議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田裕康議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

次に、日程第19 議案第51号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第51号 令和3年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)。

上記の議案を提出する。

令和3年9月6日。

甲良町長。

○山田裕康議長 本案に対する提案説明を求めます。

住民人権課長。

○宮川住民人権課長 表紙裏面をご覧ください。

令和3年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)でございます。

歳入歳出予算。第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,193万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億7,283万円とするものでございます。

債務負担行為の補正。第2条 債務負担行為の追加は「第2表 債務負担行為補正」で説明させていただきます。

それでは、1ページをご覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正。歳入。7款 繰越金、補正額6,193万6,000円。歳入合計、補正額6,193万6,000円、合計8億7,283万円。

2ページをご覧ください。

歳出。7款 基金積立金、補正額2,000万円、9款 諸支出金332万2,000円、10款 予備費3,861万4,000円。歳出合計、補正額6,193万6,000円。歳出合計は歳入合計と同額でございます。

3ページをご覧ください。

第2表 債務負担行為補正。追加。事項、健康づくり事業委託、期間、令和3年度から令和6年度まで、限度額870万円、特定健康診査委託、期間、令和3年度から令和6年度まで、限度額1,770万円でございます。

以上です。

○山田裕康議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 3ページの債務負担行為の補正ですけども、それぞれ事業委託がされます。それぞれで事業委託先ですね、説明をお願いします。

○山田裕康議長 住民人権課長。

○宮川住民人権課長 こちらの事業につきましては、この3年度で業者を決めさせていただきまして、4年度から業務がスムーズに進行するためのものですので、今のところ業者は決定しておりません。

○山田裕康議長 西澤議員。

○西澤議員 そうすると、どういう基準で選定をされていくのか、どういう方法で選定をされる予定でしょうか。

そして、もう一つは、庁内で、つまり町職員ですね、で対応ができるものではないというように考えている、その根拠、理由を説明をお願いします。

2つをお願いします。

○山田裕康議長 住民人権課長。

○宮川住民人権課長 今2つの質問をいただいたんですが、1つにまとめさせ

ていただくと、まず、健康づくり事業委託なんですが、要は若年健診検査委託ですとか、または、24時間の蓄尿検査等の専門的な業種になります。また、特定健診の方につきましても、直接実施していただく検査にもなりますので、職員ではできない部分全て、その部分につきましてもちょっと委託していくというようなことになりますので、それぞれその検診内容を検査できるような業者を選定しまして、今後決めさせていただくという運びになります。

○山田裕康議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第20 議案第52号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第52号 令和3年度甲良町墓地公園事業特別会計補正予算(第1号)。

上記の議案を提出する。

令和3年9月6日。

甲良町長。

○山田裕康議長 本案に対する提案説明を求めます。

住民人権課長。

○宮川住民人権課長 それでは、表紙裏面をご覧ください。

令和3年度甲良町墓地公園事業特別会計補正予算(第1号)でございます。

歳入歳出予算。第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ546万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ686万円とするものでございます。

それでは、1ページをご覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入。1款 繰越金、補正額546万9,000円。歳入合計、補正額546万9,000円、合計686万円。

2ページをご覧ください。

歳出。1款 墓地公園管理費、補正額477万9,000円、2款 諸支出金69万円。歳出合計、補正額546万9,000円、合計686万円というものでございます。なお、歳出合計は歳入合計と同額でございます。

以上です。

○山田裕康議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第21 議案第53号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第53号 令和3年度甲良町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）。

上記の議案を提出する。

令和3年9月6日。

甲良町長。

○山田裕康議長 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉課長。

○中村保健福祉課長 令和3年度甲良町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を説明させていただきます。

表紙裏面をお願いいたします。

歳入歳出それぞれ5,872万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億3,967万6,000円とするものでございます。

続きまして、1ページをお願いいたします。

歳入でございます。1款 保険料、補正額121万2,000円、7款 繰入金65万7,000円、8款 繰越金5,685万2,000円。補正額合計、増額の5,872万1,000円とするものでございます。

続きまして、2ページをお願いいたします。

歳出でございます。4款 基金積立金1,580万1,000円、6款 諸支出金2,169万4,000円、7款 予備費2,122万6,000円。補正額合計、増額の5,872万1,000円で、歳出合計は歳入合計と同額でございます。

どうぞよろしく申し上げます。

○山田裕康議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○山田裕康議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第22 議案第54号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第54号 令和3年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）。

上記の議案を提出する。

令和3年9月6日。

甲良町長。

○山田裕康議長 本案に対する提案説明を求めます。

住民人権課長。

○宮川住民人権課長 では、表紙裏面をご覧ください。

令和3年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）。

歳入歳出予算。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ131万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,437万5,000円とするものでございます。

1 ページをご覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正。歳入。4款 繰越金、補正額1万7,000円、5款 諸収入130万円。歳入合計、補正額131万7,000円、合計8,437万5,000円。

2 ページをご覧ください。

歳出。3款 諸支出金、補正額130万円、4款 予備費1万7,000円。歳出合計、補正額131万7,000円、よって歳出合計は歳入合計と同額でございます。

以上です。

○山田裕康議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○山田裕康議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第23 議案第55号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第55号 町道の認定について。

上記の議案を提出する。

令和3年9月6日。

甲良町長。

○山田裕康議長 本案に対する提案説明を求めます。

建設水道課長。

○村岸建設水道課長 議案書裏面をお願いいたします。

町道の認定でございます。道路法第8条第2項の規定により、町道認定をお願いするものでございます。

路線番号といたしましては385でございます。路線名といたしまして正楽寺御館野線、起点および終点につきましては正楽寺御館野536番2先、

また、終点につきましては正楽寺御館野 5 1 7 番地 3 先、幅員につきましては、最大で 12. 1 メーター、最小で 5. 45 メーター、延長につきましては 223. 5 メーターでございます。

本道路につきましては、過去農村モデル事業で整備したものにつきまして、自治会より町道の認定があったことに対しまして道路認定を行うものでございます。

どうかよろしく願いいたします。

○山田裕康議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第 55 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田裕康議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第 55 号は可決されました。

次に、日程第 24 議案第 56 号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第 56 号 契約の締結につき、議決を求めることについて（甲良町総合行政情報システム電算関連備品更新（パソコン））。

上記の議案を提出する。

令和 3 年 9 月 6 日。

甲良町長。

○山田裕康議長 本案に対する提案説明を求めます。

企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 契約の締結につき、議決を求めることについて（甲良町総合行政情報システム電算関連備品更新（パソコン））について、下記のとおり契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

こちらにつきましては、職員が使用します事務用パソコン 70 台につつま

して、耐用年数を迎えることから更新を行うものです。

1、契約の目的、甲良町総合行政情報システム電算関連備品更新（パソコン）。

2、契約の方法、随意契約。

3、契約の金額、1, 196万9, 980円。

4、契約の相手方、滋賀県大津市浜大津1丁目4番12号、キステム株式会社でございます。

よろしく申し上げます。

○山田裕康議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 2点お尋ねします。

1点目は、全協での説明のところで、町村会による一般競争入札によって落札をしたものを本町が随意契約するものという説明がありました。それで、一般競争入札に参加した社の数ですね、これの報告と、それから、この1台、割りますと17万円です。それで、保守の契約はどうなっているのか。この2点、説明をお願いします。

○山田裕康議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 こちら、町村会で入札結果をご報告いただいたところ、4社であったというふうに記憶しております。

それから、こちらの保守につきましては、こちらは買取りでございますので、こちらは買取り費用になりますので、保守等の委託の業務の料金というのは入っておりません。ですので、故障等が起きた場合は、また、そういった故障の修理費用等は、また別途、それは必要になってくるものとなります。

以上です。

○山田裕康議長 ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○山田裕康議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○山田裕康議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第56号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○山田裕康議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第56号は可決されました。

次に、日程第25 承認第57号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第57号 契約の締結につき、議決を求めることについて（甲良町総合行政情報システム電算関連備品更新（プリンタ））。

上記の議案を提出する。

令和3年9月6日。

甲良町長。

○山田裕康議長 本案に対する提案説明を求めます。

企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 契約の締結につき、議決を求めることについて（甲良町総合行政情報システム電算関連備品更新（プリンタ））について、下記のとおり契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

こちらにつきましては、職員が使用します事務用の印刷用プリンタ18台を更新するものでございます。

1、契約の目的、甲良町総合行政情報システム電算関連備品更新（プリンタ）。

2、契約の方法、随意契約。

3、契約の金額、714万1,200円。

4、契約の相手方、滋賀県米原市米原西23番地、日本ソフト開発株式会社でございます。

よろしく申し上げます。

○山田裕康議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 これについても、同じ質問になるんですけども、18台でこの契約の金額を割りますと、1台が約39万6,000円になります。大変、市販としては高額かなというように思いますけども、その機能ですね、これになった主な状況。専門的には私あんまり分かりませんが、そのことを概略で説明願いたいということです。

もう一つは、一般競争入札で落札をしたものを我が町が随意契約するもの、これも入札の参加社についての数ですね。どんだけで一般競争入札にしたのか、説明をお願いします。

そして、もう1点は、同じように保守の契約がこの金額の中に入っているのか、入っていないのか、説明をお願いします。

○山田裕康議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 機能につきましては、すいません、個別に仕様に基づいてご説明をさせていただく、私もちょっと技術力がそこまでない。ただ、簡単に申し上げますと、皆様が電化製品屋で年賀状とかを印刷されるプリンタというのは、トナーを一つ一つ、こう手でかちかちと入れるタイプのやつですが、こちらはいわゆるレーザープリンタということで、いわゆる高速にプリントできる機能があります。そういった点で、印刷の精度もですけど、スピードの速さという点で大きな違いがあろうかなと思います。

それから、細かい点につきましては、また必要に応じてご説明させていただきたいと思いますので、ちょっと概略だけご説明させていただきたいと思います。

あと、2点目の参加社数ですけども、こちら先ほどと同じく4社であったというふうに記憶しております。

それから、保守の費用ですけども、先ほどと同じく、こちら買取りになりますので、保守の費用と業務委託といったものは、これは含まれていません。ただ、すいません、先ほどもちょっとご説明が抜けまして申し訳ございません。ただ、こちら買取りではありますけれども、いわゆる法律に基づく契約後の納品後の1年間というのは、こちらのそもそもの保証はついておりますので、1年間のメーカー保証というのは無償で保証がついておるといったことを併せてご説明させていただきます。

以上です。

○山田裕康議長 木村議員。

○木村議員 以前リース、で今回、今のさっきの議案もなんですけど、以前はリースやったけど、今回は買取りになった経緯をちょっと説明をお願いしますかね。

○山田裕康議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 去年の、私が来る前の去年の予算の編成時に、今プリンタなりパソコンというのは、物が上手にできているから、もう5年たったらポイというものでなくて、リースだと、もうぼんと5年で切れてしまうと。そうじゃなくて買取りであれば、それを6年目、7年目というふうに使うこともできるであろうといったようなことが議論されて、それを議員さんのご意見としてもそういったご意見もあったように聞いておりまして、そういったことを総合的に勘案した中で、予算編成の中で購入といったような手続で予算化されたといったふうに経過を私はちょっと聞き及んでいるところです。

○山田裕康議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで質疑を終わります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで討論を終わります。
これより、議案第57号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田裕康議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第57号は可決されました。

次に、日程第26 同意第4号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 同意第4号 甲良町教育委員会教育長の任命につき、同意を
求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和3年9月6日。

甲良町長。

○山田裕康議長 本案に対する提案説明を求めます。

町長。

○野瀬町長 同意第4号 甲良町教育委員会教育長の任命につきまして、同意
をお願いするものでございます。

現在の教育長の任期が9月30日まででございます。したがって、次の者を教育委員会教育長に任命したいので、教育行政の組織および運営に関する法律の定めによりまして、議会の同意をお願いするものでございます。

住所、滋賀県犬上郡豊郷町大字高野瀬647番地。氏名、青山繁氏。生年月日、昭和35年12月6日生まれでございます。

全員協議会で概要書を添付して説明させていただきましたので、今後、教育全般にわたりまして甲良町の教育向上にご尽力いただけるという適任者と認めておりますので、任命をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いたします。

なお、9月3日の資料につきましては、個人情報等ありますので取扱注意で、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○山田裕康議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 賛成にあたりまして、意見を述べさせていただきます。

昨今、子どもたちをめぐる、児童・生徒をめぐる状況は大変厳しいものがあります。1つはコロナウイルスの蔓延です。子どもたちの命、健康、安全ですね、これを最優先に守っていくという点で最前線に立たれるわけです。同時に、基礎学力の向上・定着ですね、将来に向けての夢に向かって羽ばたける、その基礎をつくっていく小中、それからその前の体力をつくる、そういう点でも大事な教育課程を経ます。そういう点で、子どもたちがすすくと、そして豊かな知識を身につけられる、そういうところにぜひともまた尽力をいただくことを求めまして、賛成討論とします。

○山田裕康議長 ほかにありませんか。

宮寄議員。

○宮寄議員 私も賛成討論にさせていただきます。

この青山先生は、甲良中学の校長をなさっていたときからの、甲良中学生徒についての教育に関してのよく個人的にも議論をした間柄であります。教育長になられても、立派に甲良中の、もしくは甲良町全体の教育について率先して頑張られることを確信いたしております。というので賛成討論とさせていただきます。

○山田裕康議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、同意第4号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田裕康議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、同意第4号は同意されました。

日程第27 請願第1号を議題といたします。

本請願については、紹介議員の西澤議員から提案説明を求めます。

西澤議員。

○西澤議員 失礼しました。それでは、請願書を読み上げさせていただきます。

コロナ禍による米の需給改善と米価下落の対策を求める請願。

2021年8月26日

甲良町議会議長 山田裕康殿。

請願団体 滋賀県農民組合連合会。

住所 滋賀県近江八幡市安土町大中616の2。

代表者 滋賀県農民組合連合会会長 田口源太郎。

請願趣旨。

新型コロナウイルスの感染拡大による需要の「消失」から2020年産米の過大な流通在庫が生まれました。しかし、政府が有効な手だてを取らなかったため、2020年産米の市場価格は大暴落しました。

政府は36万トンの上乗せ「減反」を打ち出し、農家は米暴落の危機感から、飼料米への転換が行われましたが、感染拡大によるさらなる消費減少と相まって、2021年産米の昨年以上の米価下落が危惧されています。

コロナ禍の需要減少による「過剰在庫」分は、国が責任を持って市場隔離すべきであり、その責任を生産者・流通業者に押しつけることは許されません。

政府の責任による緊急購入などの特別な隔離対策が絶対に必要です。

同時に、国内需給には必要がないミニマムアクセス輸入米は、毎年77万トンも輸入されています。国内消費量は、ミニマムアクセス米輸入開始以来の26年間で4分の3に減少したにもかかわらず、一切見直しされていません。せめてバター・脱脂粉乳並みに不要なミニマムアクセス米の輸入数量を調整するなど、国内産米優先の米政策に転換することが必要です。

コロナ禍の中で、全国各地で取り組まれている食糧支援には、収入減で「1日1食」に切り詰めるなど「食べたくても食べられない」方が多数訪れ、米をはじめとする食料配布が歓迎されています。行き場を失った農産物を政府の責任で買い取り、困窮する国民に提供することが今こそ求められています。

コロナ禍という、かつて経験したことのない危機的事態の中で、農業者の経営と地域経済を守るためには、従来の政策的枠組みにとらわれない対策が求められます。以上の趣旨から、下記事項について意見書を政府機関に提出することを請願します。

請願事項。

コロナ禍の需要減少による過剰在庫を政府が緊急に買い入れ、米の需給環境を改善し、米価下落に歯止めをかけること。2、政府が買い上げた米をコロナ禍などによる生活困窮者・学生などへの食料支援で活用すること。3、国内消費に必要なない外国産米、ミニマムアクセス米の輸入を当面、国産米

の需給状況に応じた輸入数量調整を実施すること。

以上です。

加えて、全協ではなかなかうまく説明できなかつたんですけども、議長、山田裕康氏の助言により、いろいろと学習をさせていただきました。皆さんにお渡しをした1俵の昨年度と比べる令和2年と3年の比較表があります。東びわこについては、1,000円ほどが高い数量となっているようですので、皆さんにお渡ししました1俵9,000円が市場の全体の状況だと言われていています。ですから、1俵2,500円から3,000円の減収になります。そうしますと100俵ですと30万、1,000俵ですと300万円、2,000俵ですと600万円の減収になります。2,000俵の生産者で見ますと、25町歩ですね、いわゆる25ヘクタールの耕作の農家に当たります。この方は600万の減収になってしまいます。一反当たり8俵で計算しまして2万4,000円の減収。現状は1ヘクタール24万の減少になります。

1つは、現状、甲良の作付の面積が総合計画の中に記載されています。635ヘクタールです。これで、7割の作付、3割の減反として計算しますと、24万円掛ける444ヘクタールとなって、1億656万円の減収になってしまいます。また、50%の作付、減反ですと、317ヘクタールですね。それで掛けますと7,608万円の減収となります。

生産費は、それぞれ一反当たり、苗代1万5,000円、肥料代2万円、農薬が約1万円、水管理費が約5,000円、その他1万円と見て、約6万円の費用がかかります。ですから、1万円が1反で8俵取れるとして8万円。この差引きは2万円の粗利となります。この2万円から機械代や、それから土地の税金等々の支払い、それから人件費はこの中に入っていないので、人件費も払っていかんならん。そうしますと、赤字が膨れる状況になります。

ですから、これは大変大きな問題ですし、衰退をしたとはいえども、農業でやっぱり生活をし、そしてその環境を保全していく、水環境などを保全していくという点でも大事な役割を担う地方です、甲良町です。そういう点でも、緊急にこの3項目の実施を求めることが大変大事なかなというふうに思いますし、在庫がどんどん膨らむような状況が、全国農業協同組合中央会が発表している分でも3年連続で米価の暴落の危険があるというように危機を指摘しています。そういう点で議員の皆さんのご賛同を心からお願いしまして、説明を終わらせていただきます。

○山田裕康議長　　ここでお諮りします。

これより審査願います。請願第1号については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議あり

ませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田裕康議長 異議がありませんので、委員会への付託を省略することに決定しました。

説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

木村議員。

○木村議員 ちょっとお願いします。今説明されたし、この前資料として「農民」というチラシをもらってあるんですけど、ここに書いてある農民連、農民運動全国連合会ですね、これといわゆる農協さん、JAさんとの関係が、もしも分かれば教えてほしいんですけど。

○山田裕康議長 西澤議員。

○西澤議員 木村議員の質問にお答えします。

全国農業協同組合、各地のその傘下によるJAですね、これは協同組合法で定められて、そしてその法律に基づいて運営をされて組織化されている団体です。そして、国の補助も受れたり、それから、国の機関の諮問に応じて農業政策・農業問題について提言をしたりする組織にも加入をされています。

農民組合は全く自由に組織され、そして、労働組合法に基づく団体交渉なども組織されている地域もございます。滋賀県では、この田口源太郎氏が会長になり、そして、以前、といいますと40年、50年前には農民組合というのがありました。そういう流れをくんで組織をされている農業問題の運動、それから要求を掲げて、各地で農業者同士が連携をしながら自分たちの利益、そして生活を守っていく、こういう活動をされている団体です。それを聞いている範囲ですし、田口源太郎氏は、北落に農業問題でみんなに講演をしてほしいという依頼がありまして、それで私が同級生でもありますので、紹介させてもらって、講演をされた経緯のある方です。

以上です。

○山田裕康議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

阪東議員。

○阪東議員 内容的には賛成討論をさせていただきます。

ここに書かれている以外に、やはり農家というのは、今の損害を計算されたんですけど、収入保険、収入が激減したときについては収入保険、また、そういうような保険があろうと思います。そういうような中がここが全くないんですけども、まあまあ基本的にはこれで一応請願するのは賛成をした

いというふうに思っております。

○山田裕康議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、請願第1号を採決します。

お諮りします。本請願を採択することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田裕康議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、請願第1号は採択することに決定しました。

次に、日程第28 意見書第2号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 意見書第2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書(案)。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

令和3年9月6日。

甲良町議会議長 山田裕康様。

提出者 甲良町議会議員 建部孝夫。

賛成者 丸山恵二。賛成者 宮寄光一。賛成者 阪東佐智男。

○山田裕康議長 本案については、建部議員から提案説明を求めます。

建部議員。

○建部議員 それでは、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提案内容、趣旨の朗読でもって説明をいたします。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活の不安が続いている。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれている社会保障等への対応に迫られており、このためには地方税財源の充実が不可欠であります。

よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望するものであります。

1、令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運

営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い、社会保障関係経費が増大している現状をふまえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。

2、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

3、令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとする。

4、令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、さらなる延長を断じて行わないこと。

5、炭素に係る税を創設または拡充する場合には、その一部を地方税または地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月6日。

宛先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣各位でございます。

甲良町議会議長 山田裕康。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○山田裕康議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 賛成討論です。

私は前段で述べている趣旨に大賛成です。それは、今まで政府がやってきた地方への配分については、不合理な線引き、限度などを設けることや、また、3割自治と言われる中央集権的な地方への配分、また、大型公共事業による生活支援から外れた公共投資への誘導による補助金の上乗せなどなど、これを改める必要があります。ですから、地方が必要とするところに条件をつけずに支援をするというのが政府の大事な役割ではないかと考えます。

それは、税金の使い方が今鋭く問われまして、コロナ禍の中での暮らし、そして命を守る、そして地域経済を支える、地域の産業経営を守る、ここに

集中して配分をする必要があります。

1の項目に関わって、社会保障の経費と他の地方歳出が対立する状況をつくってきたのは現政府でありますし、元々地方への手当が少ないからその対立が生じると、こういう状況です。

また、5番目のところに関わりまして、脱炭素を掲げて、その負担を企業にもたせようとするわけですが、その負担は回り回って最後は庶民、消費者に転嫁をされてしまうことが大変強い懸念としてあります。そういうことをやはり防止をすることも併せて、国のところで規制をする、こういうようにしていただいて、地方の財源が十分確保されることを改めて求めて賛成討論とします。

○山田裕康議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、意見書第2号を採決します。

お諮りします。本意見書を関係機関に提出することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田裕康議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、意見書第2号は可決されました。

ここで、議事の都合上、暫時休憩します。

(午後 0時04分 休憩)

(午後 0時05分 再開)

○山田充副議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第29 発議第7号を議題とします。

山田裕康議長には、地方自治法第117条の規定により退場いただいておりますので、副議長である私が議長職を務めさせていただきます。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 発議第7号。

令和3年9月6日。

甲良町議会議長 山田裕康様。

提出者 甲良町議会議員 西澤伸明。

賛成者 建部孝夫、山田充、丸山恵二、岡田隆行。

事務検査に関する決議(案)。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定に

より提出します。

○山田充副議長 本案について、西澤議員から提案説明を求めます。

西澤議員。

○西澤議員 それでは、提案いたします。その前に、事務検査に関わる決議（案）と、それから議会運営委員会の後に配布されました事務検査に関する決議の提案理由、私の名前が記されたものでありますが、これは新しく全協の3日のときには配られていません。議会運営委員会の終わった後、各議員に配られたものですので、それをお出してください。

それでは、事務検査に関する決議（案）。

地方自治法第96条第1項の規定により、次のとおり事務の検査を行うものとする。

記。

1、検査事項。

(1) 土地売買業務における未解決問題（令和3年3月定例会における議案第21号の土地明渡等請求事件に関わる事案を含む）に関する事項。

2、検査方法。

(1) 関係書類及び報告書等の提出を求める。

(2) 町長はじめ関係職員、事業関係の当事者等による説明を求める。

(3) 検査は地方自治法第109条及び委員会条例第5条の規定により、議長を除く委員10人で構成する土地売買業務における未解決問題の調査特別委員会を設置し、これに付託して行う。

3、検査権限。

本議会は1に掲げる事項の検査を行うため、地方自治法第98条第1項の権限を土地売買業務における未解決問題の調査特別委員会に委任する。

4、検査期限。

土地売買業務における未解決問題の調査特別委員会は1に掲げる検査が終了するまで閉会中もなお検査を行うことができる。

以上決議する。

令和3年9月6日。

甲良町議会。

それで、今年の3月の定例会で議案は否決されたわけですけども、提案理由の1つ、この議案21号の訴えの提起につき議決を求めることについては、賛成ゼロ、退席がありましたけども、これは様々な意見がありますが、不明な事柄が多いこととあわせて、野瀬町長が令和元年5月21日付で山田昭男氏に提出している書面、さらに令和元年5月30日付、甲人第11号の「懸案となっている土地払下げについては、以下のとおり行います」と記載した

書面が同氏に交付されています。これらの経緯、背景、原因等を詳しく検査する必要があります。それは、当時、同和対策事業の宅地分譲事業における不明朗な経過にとどまらず、用地買収等の所有権移転等、初歩的な事務処理そのものが正確に行われていない疑いが強い問題でもあります。

2つ。上記以外にも、これと同じように、地籍調査等により、登記上の所有者と実態とのそご、違いですね、が疑われる事案が訴えられています。これらの事案は、そごを解消し、正しい所有権確定のためにも事実関係を整理しなければならないと考えます。

3つ目に、甲良町が関わる土地売買における未解決問題の現状を全て明らかにすることが重要です。それらを土台にして、長年放置してきた問題を公平公正に解決するためには何が必要か解明されなければなりません。

4つ。このことにより、事務検査に関する決議を提案するものです。

平たく言えば、事実関係が掌握されにくい。なぜ町長が発した約束状や、それから5月30日付の公文書ですね、町長の印鑑が押した書類があって、電話ないしは書面でこれは取り消す、なかったことにする、こういうことになっている不明朗な経過がなぜ起きたのか。そしてまた、そういう約束状を発するところは何が原因だったのかという点でも、本人の言い分、それから、町が調べた範囲、どういう状況なのかという点でも、皆さんのご意見は、中心的には町の問題、町民との関係では、弁護士を通じて裁判で解決する以前に十分な話し合いができないのか、こういうところで裁判に訴えるところで、議案21号が否決されたというように私は考えています。そういう点でも事実解明をきっちり行うと、賛成・反対の立場はありますけども、検査の特別委員会を設置して明らかにすることが大事かというように思いますので、議員の皆さんの賛同をぜひよろしくお願いします。

○山田充副議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田充副議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

本案について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田充副議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、発議第7号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○山田充副議長 賛成全員です。全員です、賛成。

よって、発議第7号は可決されました。

次の休憩中に土地売買業務における未解決問題の調査特別委員会を開催されまして、委員会条例第8条2項の規定により、委員長および副委員長の互選をお願いしたいと思います。

ここで、議事の都合上しばらく休憩します。

(午後 0時15分 休憩)

(午後 0時17分 再開)

○山田裕康議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

諸般の報告を行います。

さきの休憩中に土地売買業務における未解決問題の調査特別委員会が開催され、委員長および副委員長の互選が行われました。その結果、委員長に西澤議員、副委員長に建部議員がそれぞれ互選されましたので、報告します。

ここで、お昼の休憩をしたいと思いますので、13時45分から行います。

(午後 0時17分 休憩)

(午後 1時45分 再開)

○山田裕康議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日程第30 一般質問を行います。

発言通告書が提出されていますので、これより許しますが、発言時間について申し上げます。諸般の都合により、本日の質問時間については、会議規則第56条第1項の規定により、1人40分以内とします。ただし、質問の途中であれば多少の延長も認めますので、質問者は、時間が来れば簡潔にまとめて質問してください。なお、答弁する人も簡潔明瞭に答弁をお願いします。

それでは、7番 丸山議員の一般質問を許します。

7番 丸山議員。

○丸山議員 それでは、早速、議長の許可をいただいたので、本題に入ります。

通学道路の見直しということになっておりますが、ここに書いてあるように、国ではもう通学バス、バスというかバスの移動を国の方でも考えているということではありますが、今後やっぱり私たちの町でもこういうことは考えていくべきではないかなと思うんですが、予算の関係、いろいろとこれからまだ難関が幾つかあると思います。

そういった中で、国が言うてることもあるんですが、今既に多賀町あたりの、私が見たところでは犬上ダムの方の萱原から大滝小学校へ通うときも、多賀町あたりはやっぱり子どもが少ないんですね。少ない上に、やっぱり私たちの時代と違って、今、正直言うて小学6年生のお兄さん、お姉さんが、各どこの市町も少ないと思うんですよ。そういった中で、やっぱり小さい頃、お兄さん、お姉さんが手をつないで行ってくれているところがあったけど、

今聞いておられると、うちの方でも集団で集まって集団登校、前のように班があって、班長がいててというのが、もう各班の班長がない。

そういうこともありますので、いきなり、3月までは幼稚園にいて、4月から小学校に入られる。これ正直言って、教育次長の方の今住まれている団地の方やったら、南部宅造かな。正直、小学校まで3キロぐらいあるんじゃない、距離的に私も測ったことないんですが、いきなり、やっぱり正直遠いところで小学校行きなし、4月から1年生、今までお兄さん、お姉さんが手を引っ張って学校なんかへ連れて行っていただいている中、この頃そういう場面が全くない。

そういった意味で今後こういうバスの導入をどのように考えているか。今即もうこれやれというわけでもないんですが、やっぱり今後の課題の1つとしては、こういうような方で進めて行っていただきたい。せめて小学校前半、3年生から4年生になるぐらいまでね。そうでないと、何べんも言いますが、お兄さん、お姉さんがいてへんのに子どもたちだけで行っても、時間が来たら上の人は学校へもちろん行かざるし、1人のお兄さんお姉さんで1年生を2人も3人も、正直言って、なかなか手を引っ張って連れて行ってもらうわけにもいかないので、最低限度やっぱり遠いところだけでもより早くそういうようなことを導入というか、考えていただきたいと思うんですが、行政の方としては今後そのようなことをどのように考えておられるか、ちょっとそれを聞かせていただきたい。

○山田裕康議長 教育次長。

○福原教育次長 通学バスの件なんですけど、千葉県であった交通事故から、国の方が全国的にという報道はされていまして。先日、滋賀県の方に確認したところ、国の方からその通学バスに関する通知等はまだないみたいです。

現在のところ、甲良町、うち教育委員会では通学バスというのは考えていません。今議員がおっしゃってくださったように、予算のこともあるので、今後は考えていかなあかんかなとは思いますが、また県の方とも連携しながら、国の動きを見た上で協議をしていく必要があるかなというのは感じております。

○山田裕康議長 丸山議員。

○丸山議員 次長、ありがとうございます。やっぱり今次長が言わはったように、最近では千葉県の下校の、帰りか下校、並んでいるときに飲酒運転で、それもね。もうまさしくそんなもう考えられへんことなんですけど、飲酒で子どもの列に突っ込まれて、何にも罪のない子どもたちが何名か亡くなっております。そのちょっと前やったら、京都の亀山の方なんかでも無免許運転かな、未成年の方が朝の通学の時間に突っ込んで、何名か、あのときも亡く

なっております。

やっぱり、昔と違って、正直言って歩く距離も長くなっていると思うんですが、私らが子どもの頃から思うたら、道路が今、平均に各道路が広がっているから、トラックとかがこの辺でもやっぱり多いですよ、どう考えても。昔はほんとに軽トラックが1台通れるような、私らの時代は通学道路。だから車の心配というのは、正直私ら子どもの頃はまずなかったというか、ほぼないに近い状態。ただ、当時は百姓の人がいると、田んぼなんかしているで、軽トラックぐらいは通れるかなというような感じで、今みたいにトラックが突っ込んでくるとか、無免許の車が突っ込んでくるとか、そんなことは考えられなんだ時代なんですよ。

だから、そういった、今、やっぱり、この町の子どもは宝でありますから、今後これは前向きに教育委員会としても、もし国や県からの指示があった場合、また甲良町としましても何とか前向きなよい方に進めていただきたいなと思うんですよ。

やっぱりさっきも言うたけど、もう大きいお兄さん、お姉さんがいいひんのに、見ていると、小さい子どもは時間にやっぱり集合場所に遅れると、また置いていかれているというような感じなんです。これは時間、集合・出発という時間がありますので、その時間に来ない者が悪いんですが、やっぱり、それ、その後、1人で小学校1年生、2年生の子が行けるわけないというか、大変ですよ、今、学校まで行くのにね。また、その辺もよく考えて、より早く、もしそういうお話があれば、甲良町としても取り組んでいただきたいという思いでお願いします。

それでは、次に行きます。

自然災害について問いたいんですが、この間、先ほどからも言うてますが、盆に大雨、これから台風など、今のところ台風なんかも逃げておりますが、こういった場合、前、中村課長が建設課課長のときに私言ったことがあるんですけど、町内の単契なんかでも、前は、何というの、看板標識が倒れているときなんかでも、どの辺で課長はやっているのと言うたら、大津の方で、あの当時は何か大津の方の業者だということだったのですが、今もその辺、単契としては、言うたら入札ですので、どこの人がどうやって取るかというのは、総務課長、予測はできませんよね。

○山田裕康議長 総務課長。

○中川総務課長 今言われたの、単価契約のことを言われているんですか。

○丸山議員 いや、単価契約の場合でも、今までやったら大津とか安い方に、入札やから安いところが落ちますやんか。たまたまそれをしたのが、前は大津の方の業者であったということであったんですが、記憶にあるのはね。やっ

ぱりそんな遠いところの人がするのは、いざ災害が起きたときに、自分とも多分その時大変かもわからへん状態で、大津からここ甲良に来るまでに、来てもらっても時間かかるし、やっぱりそういうところがいまだに、当時あのときは中村課長のときは、できたら地元の業者でそういう部分だけはお願ひできひんかなということをお私には言っていたと思うんですよ。だから今の状態はどのようになっているのかということをおちょっと聞きたいんです。

○山田裕康議長 総務課長。

○中川総務課長 今、災害の関係につきましては、防災計画もつくっておりますが、実際今みたいなことは、地元の商工会さんの建設部ですか、そこをおちょっと協定を結ばせてもらって、町だけで回れないときはおちょっと要請をさせてもらいますので、そこで出動してもらおうように協定の方はさせてもらっています。

○山田裕康議長 丸山議員。

○丸山議員 総務課長、私も商工会建設事業部という部署に一応入っておるんですが、今年のこの間の盆のときの大雨なんかでも何の指示もないですよ。町としては商工会とは結んでいるというのは分かるんですが、やっぱりそういった中で、ああいうお盆休みとか、もしこれが正月休みとかゴールデンウィークとか、そういう時期だって、やっぱり前もってそれは商工会へ連絡が行っていたのかどうか分からんのですが、一応盆休みという中で、果たして家に待機しているのかどうか分かりませんよね。私は一応、こういう今コロナ禍の時期ですので、家にはおりましたけど、やっぱり一応待機しておいてくださいとかいうのはやっぱり指示、町としてはしていたのかどうか分かりませんが、何の連絡も商工会の方からはありませんでしたよ。

やっぱりああいった場合に待機をしていただくべきであって、例えば、あれだけひどく降ったとき、何かのためにとお思って土のう袋を作っておくとか、ひとまずは。即今使わなかったら、別に土のうを破ったらまた何らかに使えるので、やっぱりそこまでの段取り、予測をやっぱり。今の自然災害というのは確かにもう昔と違って、雨の降りようでも考えられないぐらい降りますよね。異常なぐらい。台風なんかでもそうなんですけど、来たときは。物すごくひどくて。だから、そういうような提携を結んでいるのであれば、しっかりと。やっぱりああいう盆休みとかも余計兼ねているから、やっぱりある程度は商工会の方に連絡、商工会長に連絡するのか、それは職員に連絡するのか、おちょっと私には分からんのですが、そういうときにやっぱりすぐ動けるとおころをね。

商工会に委ねているんだしたら商工会にやっぱり待機をしていてくださいとか、ある程度待機した上では、これだけ降ってる、降り続いたら土のうを

ちょっと作る段取りとか、使わなかったら使わないで、正直言って、何遍も言いますが、いいんですが、そのぐらいのことができているのかどうかね。

というのは、やっぱり地元の人が飛んできてくれると思うんですよ、私が言うのは。大津や木之本の人がもし受けてても、来るだけでも時間かかるし、すぐは多分動けないと思うんです。だから、その辺強く、どの辺まで提携している中で連絡は取り合っているのか、待機をしていただいて、連絡は行っているのかどうか、その辺ちょっと聞かせていただきたい。

○山田裕康議長 総務課長。

○中川総務課長 昨年まで台風の時期とかは、あらかじめ台風が来ますよということがあるので、進路のあれに基づいて事前に都合によったら出てもらいますよというのは、担当課の建設課の方から連絡してもらったりはしていました。

この間の大雨については、ちょっとそれができてなくて、町の方もアメダスを見ながら、いつとき雨、それを過ぎると大丈夫と違うかいうようなことで、ちょっと様子を見ていまして、いつとき雨で川があふれたという電話もありましたので、そのときに商工会さんをお願いするのか、消防団をお願いするのかということで、取りあえず消防団長に来てもらって、ちょっと相談させてもらって、ちょっと様子を見に行ってもらったというようなことでして、この間の件については、事前に商工会さんにはちょっと連絡できていなかったのは事実であります。

○山田裕康議長 丸山議員。

○丸山議員 そこが、今言うてるそういうところなんですよ、正直言って。今も言いますが、一応盆休みという中でみんな出かけて、建設事業部の方が全員がここにいるかいうのも分からん状態ですので、やっぱりそれが商工会の商工会長なり担当の職員なりに連絡が行っていたら、やっぱり待機をしておいてくれと。冬の、正直言って除雪なんかでも一緒ですよ。雪が降る降ると言うても降らないときもあれば、ただ、しかし天気予報では平野部でも10センチとか15センチとかいう、テレビでは報道していますよね。だから、ああいうこともあるので、これは今後のためにやっぱり待機は必要だと思うんです。そういった中で、いくら地元にいってても、遊びに行かれるときに待機がかかったら、多分皆、誰かが代表なり残ると思うんですよ。そういうところを今後やっぱりしていかないと。

たまたま、こんなこと言うて悪いけど、この間の今言うこの写真を見ておきますと、運動公園の法面が崩れているところでも、人災とか家の被害とかはなかったですが、もしあれが家のところまで流れてきたりとか、その人がちょっと動けない状態になったときには、そんなときが今たまたま正直言って

なかったけど、今後そういうことは常にやっぱり予測をしていくべきであって、きちっと連携を取っていただきたい。

最低限度、今の言うてるように雨のアメダス、もう今日びのあれはよく当たるの分かっているんですよ。分かるんやけど、やっぱり待機していて、自然にやっぱり、せめて砂かあれで土のうを作るぐらいはしておいて、いきなり職員がこれを作れというても、多分無理ですよ、やっぱり餅は餅屋があると思いますので。その辺の提携とか共同作業はきっちりと結んでいただきたいなと思うんですよ。業者が地元にいる限りはやっぱりいくらでも、もし30分以内には絶対来てもらえると思うんですよ。そこを今後よろしくお願いしたいなと思うんです、ちょっとしっかりと。

○山田裕康議長 総務課長。

○中川総務課長 今ちょっとご指摘のあったとおりでと思います。やっぱりそれぞれ餅は餅屋で得意な分野がありますので、そのための協定もさせてもらっていますので、こういう事態がありましたら、事前にちょっと声をなるべく早めにかけるようにさせてもらいたいと思います。

○山田裕康議長 丸山議員。

○丸山議員 総務課長、今の答弁であれなんですが、よろしくお願ひしたいと思います。やっぱり自然災害がなかっていいんですが、いつあるかというのが、ほんまに今の時代、油断ができないようなこの頃の天気だと思っていますので、どうぞよろしく、今後はお願ひしたいと思います。

それでは、次に行きます。

3番の予算の編成についてですが、今回、東京オリンピックなどがあり、彦根市から大橋選手が金メダルの2冠王、そのほかメダルには届きませんでした、彦根市から陸上では桐生選手、グランドホッケーでは森選手、3名の方が滋賀県の中の彦根市出身。これはほんまに非常に名誉なことであり、彦根市としてはえらい自慢できるな。ないことですよ。

そういった中で、この間8月の全協のときでも宮寄議員が「予算がないのかどうしたら。組んでくれへんのか」という話も私も聞いておりましたが、やっぱり今後これについても、教育委員会の方としましては、こういう予算のかける場にしては総務課になっているのかな。なかなか教育委員会がやりたいなと思うておっても、正直やっぱり予算がないとできない。しかしながら、甲良町の町としても、悪いことばかりでなしに、もしやっぱりええことがあったら、それに今後乗っていかないかんと思うので、また、垂れ幕の1本と言うと、言い方は悪いですが、やっぱりこれからは、国体が1年遅れまして2025年に滋賀県でも始まりますので、そういった中で、地元の子もたちがもし選ばれて出られるようなことがあったらということで、やっぱ

り今後は予算化をしていくべきではないかなと思うんです。

それ、今ちょっとどちらに。予算は教育委員会としては組めるのか、組めるのだったら、やっぱり今後はそういう前向きに考えていただきたいと思うんですが、その辺はどうですか。

○山田裕康議長 社会教育課参事。

○上田社会教育課参事 現在ですが、甲良町在住の小中学生の方が部活動で大会に出場されるというものを除きまして、近畿大会に出場された場合は5,000円、そして全国大会の方に出られた場合は1万円、国際大会になりますと2万円というようなことで、激励金の方はお渡しはさせていただいております。

先ほど言うてくださいましたように、今年度、垂れ幕の設置という要望がございましたが、年度途中ということもございましたので、公平公正を考慮しまして、来年に向けては前向きに、予算も含めて前向きには検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。

○山田裕康議長 丸山議員。

○丸山議員 ありがとうございます。今後やっぱり甲良の子どもたちも少しでも有名になっていただきたいというのもありますし、金額のことは分かるんですが、やっぱり町としても役場の玄関先に1本2本、何人か選ばれたら、1人、2人、3人になったら、やっぱりにぎやかな、喜ばしいことであるので、今、即今は考えていただいているように、やっぱり今後はしていただき、これ総務課に、予算は総務課ですか。こっち。

(発言する者あり)

○丸山議員 同じ。すいません、教育次長。

○山田裕康議長 教育次長。

○福原教育次長 今、教育委員会といたしましては、参事が言うたとおりであります。垂れ幕等の設置についても前向きに検討するという中で、要綱の制定であったり一部改正というのが必要になってきます。

また、その検討結果については早めに報告できるかなと思いますが、今議員が言われてきている2025年度の国体、滋賀県で開催されます。それに伴って町全体をとということでありましたので、教育委員会としては、スポーツ担当課といたしまして前向きに検討する、それ以外に町全体と言われますと、予算編成、予算計上も総務の方なんですけど、町としての考え方になってくると、また総務課の方かなというふうには思います。

○山田裕康議長 総務課長。

○中川総務課長 今言われたように、ルールなりをもし見直して制定できましたら、当然予算要求をされるであろうですし、町としても当然ええことやと

思いますので、予算も見させてもらいますし、町の方では、広報活動も企画の方でやっていますので、そういう広報活動も通じて盛り上げていけたらなというふうには思っております。

○山田裕康議長 丸山議員。

○丸山議員 教育委員会の方も総務課もありがとうございます。そういった中で、1つでも新しい子どもたちが前向きに進んで、そういうことがやってもらえるというのが分かったら、また子どもたちの励みにもなるんでないかなと思うんですよ。

今後はやっぱりこんなの言うて悪いんですが、いまだに、いまだにというか、甲良では三大偉人のイベント、祭り、これをずっと予算化して毎年やっていますよね。だから、今の子どもにまた、甲良の三大偉人が、正直言うて、今の子どもたちも昔甲良にいてたというぐらいの感覚ぐらいしか多分ないと思うんですよ。しかし、これからそういうような今言う立派な選手が出た場合、今後もやっぱりめざすように、これからの子どもたちのために向けて、やっぱり今後予算化をしていただき、お願いしたいなと思うんです。どうかその辺、総務課と教育委員会の連携になるかもしれませんが、よろしく願いしたいと思います。これは甲良町の未来のために向けて、またぜひお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

議長、これで一般質問は終わります。が、最後に一言だけ。教育長、少し町長の方から聞いたんですが、体調不良ということで、教育長をこの任期で終わるということを聞きましたんですが、先ほど賛成討論してもよかったんですが、まずは教育長が選んでくれた青山教育長に新しくまた頑張ってくださいますが、今後、またお体に気をつけて、ゆっくりとしていただきたい。やっぱり体が一番ですので。また元気な顔を、教育長でなくても、また、そこから会うても見られるように。お疲れさまでした。長い間甲良町のためにありがとうございます。ゆっくりしてください。すいません。ほな、これで、議長、終わります。ありがとうございます。

○山田裕康議長 丸山議員の一般質問が終わりました。

次に、9番 建部議員の一般質問を許します。

9番 建部議員。

○建部議員 それでは、私の一般質問をこれから始めさせていただきます。

まず、人口減少対策は地方創生の緊急かつ主要課題である。町ではその有効策というのはあるのかどうかというのを問うていきたいんですが、令和2年の国勢調査の結果が公表されました。甲良町の人口は6,365人で、5年前の7,039人から674人減少し、減少率9.58、約1割に近いですよ。その高率で、減少率は滋賀県1位でありました。この5年間、毎年

135人の人口が減ってきているというところでございます。

そこで、今日、皆さん方に私の方から資料として、国勢調査の滋賀県の結果から市町村別の人口の表と、それと、これは国勢調査です。もう一つ、甲良町の人口の推移というので、これは私、町会議員になった明るる年からずっとこの統計は、資料は住民課の協力を得て作ってきているんですが、これは住基、住民基本台帳を基にした人口の推移です。

それを比較してもらってというか、まず甲良町の実態というか現状というのを国の国勢調査の市町別人口を見ていただきたいんです。下の方、豊郷、甲良、多賀というふうにあるんですが、甲良町6,365人、三角、マイナスの674人、その率9.58。前回の5年前は7,039人いてた。そこにちょっと1つ上の豊郷町を見ていただきたいんですが、ご承知のように豊郷町は平成22年の国勢調査のときに、実はそのとき甲良町は7,500人、豊郷町は7,566人というので、その当時は66人、今まで甲良町の方が人口が多かったのに、そのとき初めて豊郷町に抜かれました。それから実は豊郷町も少しずつであるんですが、それをピークにして人口が減ってきています。でも、それ以上に甲良町は激減の一途をたどっている。多賀町はもう微々たるものですが、少しずつ減ってきているというところでございます。でも、この辺では愛荘町が人口が伸びているんです。

日本の、全国で市町村という数が1,719市町村あるんです。その中で1,416町村が人口が減っているんです。甲良町は滋賀県から第1位の減少率なんです、全国ではすごいところもあります。多分、甲良町は、1,416市町村が人口が減っている中で多分100番目以内に入るぐらいの減少率であります。本当に人口は甲良町は激減していると言ってもいいです。

そこで、甲良町の人口推移の表を見ていただきたいんですが、これは、住民基本台帳、要するに住基と言われているやつの人口です。だから、国勢調査とこの住基との人口比率、大体四、五百人の差があります。住基はどちらかいうと人口が多分、それは事実というか、ここにおられない方も住民票さえあれば人口に入っているんですが、そちらの方が私はどちらかという人口は確実かなと。国勢調査は、その時点で甲良町にいてる人がリストアップされるとい、そういう調査の仕方があるんですよ。

それにつけても、人口の減り方が毎年100人以上は減ってきている状況なんです。その右の方に総数差引きと増減差という2つの差を書いているんですが、総数の差引きというのは、前の年と今年とその1年間の住基の総数の開きをいいます。差引き。ですから、2021年、令和3年の6,749人、これが前年度の2020年と比較して、この今の表の中では119人というふうに出ているんですが、それが総数の引き算です。増減差というのは、

その増、出生、転入を含めた増、そして死亡と転出、これ減なんです。その増減を差し引きしたのがこの括弧書きなんです、私も住民課に聞いたことがあるんですが、なぜこういう違いがあるのかといたら、どうも住基、その手続というか、何かそういう、言ったら住民票を移してきた、また転出した、そういう届けも受付か、それが正規にそうなった時点の若干日にちのずれがあってそうなるんだというようなことを聞いたんです、定かではないんですが。例えば今の119人総数では減っているのに、増減差を差し引きすると126人というふうに、これ逆に増えているんですが、いずれにしても、私は総数差引きを重視しているんです。そういうように見ていると、最近96人というのがあるんですが、まあまあ100人以上、2016年は165人も減っているという実情です。

それと、もう一つの特徴は、出生なんです。2020年1年間で23人しか子どもが生まれていない。そういう年もあるんです。23人。東西合わせて小学校、1年生に入学するとき23人。1クラスの半分。こういう事態が実はこれから続いていくんですよ。

そういう激減の中で人口減少対策、野瀬町長はこの町の人口の激減の様子、事実、実態を捉えてどう考えておられる、認識されておるのか、ちょっとお伺いいたします。

○山田裕康議長 町長。

○野瀬町長 詳しいデータで分析と言いますか、ご報告をいただきました。平地農村で山間部でない、過疎になるという甲良町の人口激減については、おっしゃっていただいたとおり、甲良町の最大の課題にしなければならないというふうに思っているところでございます。

行政の方では、平成28年2月に策定いたしました地方創生というお言葉がありました。甲良町人口ビジョン総合戦略の将来人口推計におきまして、社人研と、それから、それを受けて日本創成会議という統計があるんですが、日本創成会議による推計値では、令和2年が6,388人、国勢調査においては6,365人、ほぼ近似値であります、まだ減っているという状況で、よく似た数字の推計が当時からなされておりました。

また、この5年間では、建部議員おっしゃるように、5年間平均1年間で135人。ちょうど正楽寺の人口総数が130人台でありますので、毎年、正楽寺1集落の人口が減っているというふうな、非常に厳しい事態であるというふうに受け止めております。

令和2年度以降も、もう高齢者が増えるのではなくて、高齢者も人口も僅かずつ減少していくという時代に入りまして、おっしゃっているように、生産年齢人口と年少人口も減少いたし、さらに人口減少が進むと想定をできる

ところでございます。

将来人口推計当時には、国立社会保障・人口問題研究所は甲良町を消滅可能性自治体とされましたが、自治体として機能不全に陥る危険性を課題意識として取組を強めていかなければならないというふうに認識をしているところでございます。

○山田裕康議長 建部議員。

○建部議員 少子・高齢化は時代の流れだから仕方がないというふうな思いはない、むしろそういう危機感を感じているというところについては、私は救われた感じがするんですが、いずれにしても甲良町における、これはもう政治家というか国会議員も言っているんですが、日本の人口減少は深刻になるということを言っています。ただ、東京とか、一部そういう人口がどんどん増えているところもあるんですが、日本全体から見たら非常に今、先ほど申し上げました、1,719のうち1,416も人口減ってきているんですから、そういう、もう人口減少にますます拍車がかかったように、どこまで行くのかなって。

今、町長が言った消滅する市町村523全リスト、これは平成26年にこの中央公論という雑誌に特集で実は載っているんです。その中に、このとき人口減少の調査の分科会があったんですが、そこが調査。これは、そうですね、2010年の、平成22年の国勢調査を基にして調査をしたんです。その中で目につけたのが若年女性。要するに、女性の二十歳から39歳まで、出産可能な女性の数を実は調査したんです。人口がどんどん増えて、仮に男ばかり増えても駄目なんですね。やはり人口を増やしていこうといったらば、増やすという言葉はよくないにしても、そういう人口増を図っていこうとすると、やはり子どもを産んでいただける女性がというので、二十歳から39歳の一番の適齢期の女性の数を2010年、その分科会が調査した時点では872人いた、甲良町。7,500人の人口が国勢調査で発表されたとき。それを2040年ですから令和22年、要するに、その2010年から30年後には、甲良町の人口は7,500人から3,965人という推計を出した。そのときの女性の数は301人。872人から30年後には301人という結果の数字を出してきたんです。そのときの若年女性の減少率が65.5%。

日本創成会議が出した資料によると、女性が50%減ったら、もう人口増は望めない。もう人口減少で消滅する市町村、甲良町もその中にあって、滋賀県では、甲良町と多賀町、竜王町という3町がそのリストに上がってきました。当時、そのリストは日本全国を8つのブロックに分けて、この辺近畿ですから、近畿で113市町村が50%を切るであろうと。その中に、甲良

町は113のうちの36番目に消滅すると。多賀町は72番目、そして竜王町は101番目と。176市町村があった、その中でそういうふうに推計されているんです。もう間違いなく甲良町は消滅するという状態なんです、30年後。

そういう甲良町にあって、人口減少対策、この有効策はないのかと。町長が、この人口減少を食い止めて、何とか維持をして、さらにはそれを人口を増やしていく、そのための政策、対策、そういったことを考えておられるかどうか、お聞かせください。

○山田裕康議長 町長。

○野瀬町長 分析を言っていただきましたので、人口動態については、まさしくそのとおりでありますし、甲良町のまち・ひと・しごと戦略プラン、あるいは総合計画にも載せている令和27年の人口予測は、さらに人口減少が進んで4,000人ぐらいになるのではという、マイナスカーブをいつも提示して基本認識をし、さらにこの対策を講じていくということになるところでございます。

第4次の総合計画の策定時に定住についての住民意識調査、これは何回か言っていますが、「町のイメージがよくない」60.8%等々でございますが、今持ち合わせている即効性特効薬というものはありませんので、前向きに取り組む行政と住民が補完・協力し合ってまちづくりを進めるという方向で行くしかないかなというふうに思っているところでございます。

さらに、重点的に取り組む施策としては、第4次総合計画に掲げる第5章、まち・ひと・しごと創生戦略の推進、いわゆる重点プロジェクト、①が若い世代の定住・移住につながる「魅力的な雇用」、プロジェクト②は新しい人の流れをつくるために「魅力ある住環境」、重点プロジェクト③「希望をかなえる」結婚・出産・子育て支援と教育の充実を掲げております。④については、自治を進め「便利で居心地がよい暮らし」を推進するという4つのプロジェクトをうたい上げております。特に、人口減少においては、プロジェクト③の課題をさらに進めるということが重要だと思います。

併せまして、総合計画が本年度からスタートいたしました、今、議会と協議をしております、冒頭、今日の提案の行政報告で申し上げました2回目の特別措置法が適用されるであろう過疎新法でございますが、甲良町持続可能な地域づくり計画、今は見込んでこういう計画を立てなければならないということですが、過疎新法が適用できるようにハード・ソフト計画を練り上げて、法律に基づいた計画を具体的に進めるということが必要であります。したがって、総合計画と過疎新法を適用する計画の2つの柱の中にそのことは位置づけをして取り組まなければならないというふうに考えて

いるところでございます。

○山田裕康議長 建部議員。

○建部議員 町長、今言っていることは確かにここに書いてある。確かに、希望をかなえる結婚・出産・子育て支援と教育の充実、そうなんです。私は、甲良町が人口が増えて、いや、維持をして、そして増えていく、その方向は、子育てのまち、教育のまち、もうこれしかないなど。要するに、子どもが生まれてくる、その生まれてくる子どもを、1人だけじゃなくて、2人、3人という出産を奨励していく。ただし、その人たちがその子どもを育てるためには、生活を維持していかなきゃならない。そうするとその子どもの親たる夫婦については、やはり所得が安定していかなきゃならない。そのためにはやはり安定した職業に就く、そしてそういう、サラリーも頂ける、そういう生活が営める、そういう状況に条件整備をしていかなきゃならないと。そして、生まれた子どもは、やはり教育が、確かな教育でもって、その子どもがまた大きくなって行って、地元で住まいをしてくれる。

最近、移住とか何とかいって、要するによそから甲良町へ来ていただくためのプロジェクト云々といって、今まで町もそういう取組をしているんですが、甲良町に来てもらっても、仮にその、じゃあ来た先のところは人口が減るということになる。日本全体を考えたら人口増にはつながらない。私はその移住というのは、あまりその思いはない。やはり人口が根本。基礎、基本は出生にある。よそから甲良町に来ていただくんじゃない。甲良町の中からそういう出生をしていただける、出産していただけるという条件整備が必要だと。要するに、甲良町の人口の基本は出生にあると。だから、甲良町で子育てしたい、甲良町で教育を受けたいという、そういうまちづくりが進めば、おのずとよそから人が集まってくる。私はそういうことを標榜したいというか、子育てと教育のまち甲良の、ぜひともそういう、だからそういう方向に向けての政策、施策を立てていかないと駄目だというふうに思います。

ここには文章では書いておるんです。結婚・出産・子育てには多様な要因が影響している。出会いの機会を創出する、安定した就労の確保を、子育て支援体制の充実をと、そういうふうに文章では書いている。じゃあ具体的にその施策、その事業をどうしていくのかということがまだ出てきていない。だから、そういうものをやはり重点に考えていただかないと、申し訳ないけど、絵に描いた餅に終わる。文章では確かに、これは、総合計画をした業者が作っていただいたんですから、甲良町がそういうことを言っているんじゃないし、その業者さんがこういうことを甲良町に言ってきている。

今、私は町長にその有効策があるのか、まず何をしなきゃいけないのかというふうに問うてるんですが、第4次総合計画でそのようにしたためてい

るというか、そのように考えているということで、一歩進んで、じゃあ、こういうことをやりたいということが出てこない。

そこで、私もこれを見ました。今の人口にしても、人口推計をしているんですが、将来の展望人口というか、甲良町はこの人口を維持していきたいという、ここでいうと5,006人。5,006人を切るのは、今もう10年もしたら5,000人を切りますよ。だから、今のグラフ、これはちょっと見直しをしていかないかん時期が来ますよ、今。少なくとも今現在で200人ぐらいがもうずれていますからね。200人ほどが、このグラフからいくと人口が減り過ぎているんです。人口推計と将来展望人口というのがあって、できたら5,000人を維持していきたいというんですが、もう5,000人を切る時期がやがて来ますよ。それほど緊迫している状況。そういうことで、これはもう甲良町の一大事。本当にこの課題こそ、この克服が甲良町の行き先を決定するという、そういうことです。

それと、この総合計画の中で甲良町の良さというのをアンケートで聞いているんです。あんたはなぜ甲良町から離れていくのかということを知っている。要するに、甲良町から転出したい、その気持ち、そういったことがこのアンケートに出ている。1番に甲良町のイメージが悪いと。だから、甲良町のイメージが悪かったら、そのイメージを何とかイメージアップにつながるような事業、そういう対策を講じていかなあかんでしょう。

そして、2番目には、買物などの日常生活が不便だということで理由が上がっている。そこ、潰れましたけど、日常的に、昔は各大字には1軒か2軒ずつはそういう店があった。でも、今はそれでは商売が成り立たないということで、皆閉めてしまって、もう本当に確かに車のない人は不便な時代になってきているんです。だったら、そういうことの解消をどうしたらいいかということも町が考えていかなきゃならない。

そして、3番目には、地縁、血縁の付き合いが多く煩わしいと。そういう田舎でのお付き合いが煩わしいというのは3つ目に上がっているんです。

だから、私、今言っている、それぞれこの字から、また町から出ていきたいというそういう希望に、希望というかそういう気持ち、意向、そういったものを満たすための事業なり対策を講じていかなあかん。もう実際に町から離れていく人はそうなんです。こういう理由でもって町を離れているんです。ですから、人口減少していく原因にかなう事業対策を講じていくということを私は提唱したいんです。

その次、2番目に行きます。令和3年度後半に取り組むべき事業および施策を提案するというので、コロナ対策は国の責任において実施すべきだが、地方自治体に課せられた責務もある。それは町民への啓発、啓蒙活動。コロ

ナ対策、コロナに対する町民の皆さんの啓発、うつらない、うつさない、その病気をいただかないという、そういう日常生活においてこういうことをしていこうという啓発・啓蒙がまず必要なんです。

2つ目には、町民の命を守る体制。甲良町にはそういう病院がないので、体制を組むというのは多分難しいかもしれないけど、せめて、国、県、町、連携の中で町民の生命を守る。今、甲良町には26人の感染者がいて、ほとんど軽症で自宅でもっておられてる。でも、日本全国には、軽症で自宅療養がいい、そう言われて、そして自宅で療養している人が明くる日突然に重症化して亡くなっているという。ある妊婦さんがかかって、軽症で自宅で療養して、出産、催して、そこで出産したものの、その子どもが亡くなってしまっていると、そういうふうにして、軽症で自宅療養していても亡くなると。これは何とかしないかんというんじゃない。

これは、誰の責任やということになるんですが、そこは、地方自治体もその人の命を守るという、そういう責任を持って、例えば自宅療養されている人が毎日どういう生活をしているのか、日常的に、そういうのを生活に、言ったら、その人が病気になる、家族にもうつるかもわからない。そしてその家族もどういう状態で生活しているかということが、やはり甲良町としても知る必要があるんじゃないか。そして、毎日その人の状況を把握した上で、少しでも重症化するという事態、そういう事態には、保健所や、もう入院というか、医療機関、直にそういう人を何とか移していく、治療を受けてもらうというそういう連携、体制は組めないにしても連携は最低必要だなと。

でも、今、それは県の仕事のようになって、まずかかったかな、おかしいなと思ったら保健所へ連絡する。でも、それも、仮に町がもしそういう知り得たとしたら、町からも保健所に連絡したりとか、そしてその人をフォロー、支援するために、やはりその人に付き添う形で病気に対する対応をされるのが一番望ましいんですが、どうも、まず保健所、保健所が自宅療養か入院か、そういったものを決める。決めるときに、少なくとも地方自治体のそういう市町村にも、そういうものへの参画ではないけど、町民がそういう事態に陥っているんですから、やはりまず町が率先してそういうふうに加わればいいかな。そういう体制というか、そういう連携、県との連携、そういうようなものを、町民の命を守るという立場でサポート、支援をできないか。これは市町村の責任でもあるんです。

今年の2月に施行された改正感染症法という法律がある。都道府県は、必要に応じて市町村と連携するよう努めなければならないと定められた。だから、むしろ県の方も、患者が出た市町村と緊密な連携をもって、その人の命を守るという責務がある。これは今年2月にそれが施行されている。ですか

ら、そういうことがあって、逆に甲良町の方から保健所なり県なりに、そういう情報をまず町に知らせてほしいと。そしてその家族なり、その人の支援なりを、そういうサポートができるか。あくまでも重症化に進むまでに町としても何らかの関わりを持って進めていくべきだというふうに私は思います。そういう意味で町民の連携の確立、命を守る連携、あとは町民の生活支援、そのことが言われます。

国から一律10万円の給付があったとき、甲良町も1万円の給付をした。そしてから、最近では、ちょっと問題もあったけど、一律5,000円の給付もした。でも、これらって、結局、国の給付金を対象にしてというか、国のお金を使わせてもらったという結果になっているんですが、やはり町としても、そういう、コロナによって商売が成り立たなくなった、コロナによって仕事が休みにされたり、その仕事を首になったりということで、コロナによって生活が非常に苦しくなっているという現状がある。そういう町民の生活支援というのは、これまた町の大きな責務だと私は思います。もちろん最高の責任は国にあるんですよ、コロナ対策は国にあるんですが、地方自治体にもそういう責務があると。

そこで、国は、近く第4次の30兆円近い追加の経済対策を考えており、住民税非課税世帯などへの1人当たり10万円給付も検討されている。これ、もう今は総裁選があり、やがてまた衆議院の選挙がある。まだどのように変わるか分からないけど、逆にこの30兆円を50兆円と言う代議士の先生方もおられる。そういう中でどう変わるか分からないんですが、一応低所得者にといいので、これは8月11日の新聞発表であったんですが、私、そのとき、全協のときかな、下村総務会長と言ったけど、政調会長の誤りでした。これは政調会長が言った言葉なんですけど、仮に国がそういうことを考えて、町税・住民税の非課税世帯にそうすると。じゃあ非課税に近い人、均等割の課税所帯、そしてから、その所得割税額が仮に10万円以下または100万円とか、いろいろ段階があるんだけど、非課税所帯だけに10万円としても、それ以外の対象以外の町民への対応も、これは町としてはやっぱり考えていかなきゃならない。

というので、以前に私は世帯2万円プラス1人1万円というのを出しました。ただし、これをまともにやろうと思うと8,000、待ってください、1億1,820万円の予算がかかる。これは莫大な予算。これは町単独ではやれないというので、国の給付金を当てにできるのであれば、それが条件だというふうなことを申し上げたことがある。そういうことをやはり考えていかなきゃいけないと思うんですが、町長、どうですか。

○山田裕康議長 町長。

○野瀬町長 もう全体的な流れは質問の中でおっしゃっていただきました。ただいま政府として対策を講じている。減収世帯、いわゆる生活困窮者自立支援金という制度を政府自らが申請を受け付けして行っておりますが、市町村単位で受付事務を行っていませんので、申請した月から3カ月間、3人世帯で最大30万円という、そういう制度をつくっているんですが、なかなか申請がうまくいかない。現時点では、7月創生して予算総額の20%に申請が満たないということで、これは延長するという方針が出ておりますが、あまり啓発というか行き届いた情報が届いていないということを感じているところでございます。

後の提案でございますが、今までもそうでありましたが、国の地方創生臨時交付金であります。1次、2次、3次、3次は、年度末に近づいておりますので、令和2年度の執行分と令和3年度当初予算分に分けて、過日、企画監理課長が今年度事業を整理して全協資料で発表したところでございます。

いずれにしても、建部議員の情報の次なる40兆円、50兆円という対策がまだ具体化をされていないというのが現状でございます。

ただ、今の3次交付金分、いわゆる今年度分、今年度であれば令和3年度事業分から、個人給付金の上乗せであったり、町独自の給付金事業については、その財源を充ててはならないという、そんなことになっておりますが、新たな対策で、そういう施策が出た場合には具体的に町の方も検討してまいりたいというふうに思っておりますが、今現在は地方創生臨時交付金の交付内容がまだ定かではありませんので、その状況を見ながら検討してまいりたいというふうに思っています。

○山田裕康議長 建部議員、もう少しマイクの方を、近くにマイクの方をお願いいたします。建部議員。

○建部議員 ぜひともその検討はよろしく申し上げます。

2つ目。以前から提起している次のことを具現することということで、実は私もくどいほど、これはもう何回も言っているんです。出産奨励。これは、人口減から脱皮していくためには出生数を増やしていかないと、ということから、やはり出産を奨励するという意味合いにおいて出産祝い金、これはもう必要なんです。でも今2万円ということですし、そして子育て応援金、これは3歳まで各2万円というふうな今現状なんです。でも、私はこれは額は多ければ多いほどいいんです。

例えば、出産祝い金、本当を言えば10万円、1人、そして、2人目は20万円、3人目が出生されたときは30万円、そういうふうにして、多児出産を奨励するというので奨励金をつける。そして、子どもに教育をつけなきゃいかん、支援していくそのためには、就学前1歳から5歳まで各10万

円。だから1歳の誕生日、2歳の誕生日、それぞれ3歳、4歳、5歳の誕生日に10万円ずつの子育て応援金をという、私はそれは10万円単位というのが一応希望というか観測なんですけど、今現状の2万円から、せめて来年は3万なり5万なり10万なりで段階的にでも上げることをぜひともこれは取り上げてほしい。

というのは、甲良町で子育てしたらこれほどの支援金、また応援金を頂いて、もちろん家計が助かるわけじゃない。そのことを子どもの教育につき込んでいく。そういう町であってほしいという願いで、この出産奨励というのは、ぜひともこれは現状からさらに増額、さらには私が申し上げている方に導いて行っていただきたいというふうに思うんですが、どうですか。

○山田裕康議長 町長。

○野瀬町長 お答えでは、今までお金がないということばかり申し上げてきました。事実、今日の監査委員さんの報告でも、財政状況は依然として弾力性がないという、あるいは危機的状況ということ。それから、財政調整基金がありますが、令和2年度末の財政調整基金現在高3億1,000万、それに、今、令和3年度の当初予算で一般財源が不足する財政調整として、一般財源手当てとして2億5,800万円を取り崩す予算構造となっています。これは不執行で、執行不用であったり、あるいは今後の特別交付税であったり、財政捻出をしながら財政調整基金を減らしにかかるという作業が前提になりますが、全額こういう状況ではないということではありますが、一方では厳しいという状況でございます。

ただし、今回、今議会におきまして産業課長が説明をいたしました観光農業のローカルブランディング事業、これは、まち・ひと・しごと総合戦略に載せていて、国へ補助申請をしたところ600万の補助金、それから交付税で措置をするという、そういう財源対策がありました。したがって、先ほどの質問で、プロジェクト③、希望をかなえる結婚・出産・子育て支援ということをお願いしておりますので、1期の当初の、今2期目に入っておりますが、まち・ひと・しごと総合戦略プランの中では、子育て支援アプリとか、切れ目のない子育て支援という政策をこのまち・ひと・しごと総合戦略の中で位置づけをして推進をしてまいりましたので、もう一度、この重点プロジェクト③については、どういう事業展開がいいのかどうか、もう具体は、建部議員は、出産祝い金の多児出産祝いということで、金額も10万単位ということでもありますし、子育て応援金も5歳までというご提案をいただいておりますので、しっかり行政内部で議論をして、やるとなれば、そういう位置づけをもとに財源対策を講じるとか、具体の中身を検討し提示をしていかなければならないというふうに思っておりますので、内部でそういう案が提示で

きるように十分検討してまいりたいというふうに思っています。

○山田裕康議長 建部議員。

○建部議員 これは人口減少対策に非常に有効な施策であるというふうには私も思っています。ぜひとも町長、そういう方向で検討を進めていただきたいというところがございます。

2つ目の高校、18歳までの医療費の無料化。これって年間400万ほどで済むんですよ。前からそういう試算をしてもらった。もうそろそろ、これにもやはりイエスのゴーサインを出していただける時期じゃないかと。少なくとももう来年4月には、これに対する政策というか施策をぜひとも実現していただきたいと思うんですが、どうですか。

○山田裕康議長 町長。

○野瀬町長 おっしゃるとおり、今の試算では420、医療費がどういうふうに展開するのか、あるいはそこに人数も関わってきますので、420万、必ず420万ということではないと思いますが、もう一度推計試算をし直すなりして、提案の事業全般については、再度、担当課も含めて練り上げたいというふうに思っています。

○山田裕康議長 建部議員。

○建部議員 ぜひともよろしくお願いします。

最後、3つ目、この住居表示の「大字」の件については、この前、全協でいろいろ説明、アンケートを取るという、意識調査を取るということを言っていたので、それ以上は申し上げませんが、できたら、来年4月が実施できればいいかなという思いがあります。ぜひとも、このことについても努力をされたいと思うんですが、いかがですか。

○山田裕康議長 町長。

○野瀬町長 未定稿という大変失礼な提案の仕方をいたしました。振り返ってみますと、建部議員は令和元年12月議会から今の質問、この件で5回目の質問をいただくこととなります。もう一度、全協で申し上げていましたように、担当課の住民人権課、それから、苦情を窓口とする総務課、それからコミュニティ担当課の、あるいはまち協の担当課の企画監理課、3課がもう少し町の方針原案を立てて、住民啓発をしながらどういう合意形成を図っていくのかという、町の方向が見えるようなことをしていかないと、いきなりアンケートというわけにいきませんので、もう一度やりようについてを提示できるように準備をさせていただきたいというふうに思います。

○山田裕康議長 建部議員。

○建部議員 ぜひとも努力されたいというふうに思います。よろしく。

もう時間が来ました。私、ここの中のいろいろなアンケートの結果、意識調

査の内容を見ててあるんですが、やはり町のイメージが悪いために甲良町から出ていくという人が非常に多いという、町のイメージを一新するためにはどういうふうにかえたらいのか。もちろん、正しい政治を、またよい政治を行うと町民はここから出ていこうということはなくなるんだらうと思うんですが、そういうふうには、ぜひとも甲良町、これはもちろん町長以下、議会もそうなんですが、そういう甲良町をめざしていきたい。

もう一つ、イメージアップの中で、実は今私これ大字を言っていますが、実はもう一つ考えていた。でも、それはまだ時期尚早かなという思いがあるんですが、甲良町の「こうら」、漢字の甲良じゃなくて。実は漢字もいい漢字ですよ、甲良の甲、甲乙丙の甲で、甲はいいんです。そして良というのもよい。よい、よい町という、そういう甲良町という面では、名前がそうなんだ。だからいい名前なんですが、そこは私は平仮名で「こうら」というイメージも、私自身の頭の中で描いたことがあるんです。

でも、これは、今は私は申し上げませんが、イメージアップ、要するに甲良町のイメージを少しでも変えていく、いい方に変えていく。もちろん一番は甲良町における政治、そのやはり正しい方向での政治の在り方を模索することも当然なんですが、今、甲良のいい字なんですが、呼び名を平仮名で「こうら」と表示することも、ああ、これは考えてもいいかなという、そういう思いがあります。

以上で終わります。

○山田裕康議長 建部議員の一般質問が終わりました。

ここでしばらく休憩します。15分間。

(午後 3時04分 休憩)

(午後 3時20分 再開)

○山田裕康議長 休憩前に引き続き、開会します。

次に、1番 小森議員の一般質問を許します。

1番 小森議員。

○小森議員 早速ですが、本町の基幹産業について問う。町長に聞く。昨年度も質問したが、再度聞く。本町の基幹産業とは何か。

○山田裕康議長 町長。

○野瀬町長 産業別就業者数で、農業者の数は全国平均はそれほど高くありませんが、建設業は全国平均を大きく上回っております。本町では建設業と農業を営む皆様に経済活動による基幹的な産業を担っていただいていると認識をしておりますし、第4次総合計画でも、農業、建設業を基幹産業と位置づけをしております。

建設業法に基づき県へ建設業の許可登録をしている事業者のうち、本町を

所在とする事業者は68社であります。今年度実施されている経済センサスにおける町内事業者総数111社を分母として仮に試算した場合に、6割が建設業者との見方ができ、本町の地域経済に大きく寄与していただいていると認識しているところでございます。

○山田裕康議長 小森議員。

○小森議員 その基幹産業の発展なくして町の発展はなく、衰退するのみと考えるが、基幹産業の支援について行政はどのような支援をしてきたか。

○山田裕康議長 町長。

○野瀬町長 昨年9月にも同様の質問をいただいているところでございます。令和2年度の入札制度の改正点といたしまして、130万円以上から700万円未満の土木工事の入札におきましては、基本的に町内業者のみによる入札参加基準といたしました。こうした改正によりまして、令和2年度においては、土木工事7件、約1,770万円の地域需要を町内に留め置く経済効果があったと考えております。

また、昨年度は新型コロナウイルスによる地域需要の低迷を改善するため、国の交付金を活用いたしまして、除草や土木工事の公共事業を町内事業者のみを対象に発注することによりまして、合計で11件、約1,500万円の需要喚起を図り、町内建設業者への行政支援を行ったところでございます。

○山田裕康議長 小森議員。

○小森議員 はい、分かりました。

3番、現在の建設業の状況を行政はどのように見ているのか。さきの議会でも質問提案したが、何の進展もない。今の行政には、町民の公僕としての責任を感じて仕事をしている姿勢は見られない。このような状況では本町は衰退するのみであり、現に町民の人口が減少しているのも、本町には何の魅力もなく、行政の維持のために税金を払っているのが現実であり、魅力がないから町外に転出しているのが現実であるが、どう考えるか。

○山田裕康議長 町長。

○野瀬町長 昨年9月の議会の答弁と重なるかもしれませんが、本町では、上下水道工事や圃場整備、それから土木工事など大型の公共事業が一時期のピークを過ぎまして、町外に仕事を求めて転出されていく向きもあると考えられるところであります。こうした面におきまして、公共工事を建設業者にとって魅力と捉えた場合、公共工事の魅力が本町に乏しいとのご指摘は致し方ないものと言わざるを得ません。

令和3年度、今年度であります。令和2年度に引き続きまして、コロナ関係の地方創生臨時交付金を財源といたしまして、町内建設事業者への支援の土木工事の発注を行っております。その内容につきましては、9月3日、

全員協議会におきまして、資料ナンバー3の一覧表で、事業番号2と事業番号5で説明をいたしたところでございます。ご理解をお願い申し上げます。

○山田裕康議長 小森議員。

○小森議員 甲良町独自の仕事が少ないということは目に見えて分かっていることですが、コロナ関係の仕事だけ、今までちょっと出してもらえたという感じだけでありまして、甲良町が率先してする仕事はまだまだ少ないと思うので、これからもうちょっと考えてほしいと思います。

現在町内に残り、町の発展のために努力している建設業の改善をするべく、県の監理課とも協議をし、その指導のもと、組合も設立し、本町の発展に寄与するべく努力してきたが、行政にやる気がなくては発展しない。

以上の経過を再度公表し、議員提案をする。提案は、即甲良町入札規約を改正し、金額の大小にかかわらず、全ての工事、委託を町内業者のみの参加で行う。営業所も排除する。滋賀県が定めているランクは、本町は対象とせず、独自の手段で町内で町の金は回転させる。この原則のもと、規約の改正を実施する。

○山田裕康議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 地方自治体が行う契約につきましては、地方自治法に基づきまして一般競争入札が原則とされております。これは、同法第2条の地方公共団体は最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないとの規定に基づき、競争原理に基づき経費の最小化を図ろうとするものと承知しておるところでございます。

また、一方で、幾つもの地方公共団体におきまして、地域要件を設けた上で、一般競争入札の例外措置であります指名競争入札を実施していることもまた事実であり、本町におきましても、一部の契約において同様の扱いをしている現状がございます。

しかしながら、国におきましては、行き過ぎた地域要件の設定や、入札の参加メンバーが固定化されることが談合を誘発、助長するおそれがあるとして、競争の確保に十分配慮するよう指摘し、警鐘を鳴らしているところでもございます。

こうしたことから、一般競争入札による経費の最小化に努めることを原則としつつ、併せまして、地域要件に基づく指名競争入札による地域経済および中小企業の振興を図るといったバランス感覚が重要であると考えております。

今後についてでございますけれども、令和5年度から県と共同実施します入札参加登録制度の動きと併せまして、先ほどご意見がありました組合の在り方でございますとか、発注の方法など、引き続き、適切な契約の在り方を

考えていきたいというふうに考えております。

○山田裕康議長 小森議員。

○小森議員 同じ質問になりますけど、町長の意見もちょっと聞きたいので、町長、ちょっとお願いします。

○山田裕康議長 町長。

○野瀬町長 たしか1年前の9月議会でいろいろご質問いただいて、答弁をいたしました。具体的には企業努力によりまして協同組合を設立されているところがございます。これの具体の甲良町における指名審査をどういう位置づけにするのか、県ではどういう対応をされているのか、個々の事業所で指名登録されている業者が協同組合と同じ名前で入札に参加できるのか等々、具体の指名基準の甲良町としての方向を検討しなければならないというふうに思っていますので、これ以降の具体については、協同組合さんと指名審査ということの中で具体の詰めをしていかなければならないというふうに考えているところがございます。

○山田裕康議長 小森議員。

○小森議員 率直に、こういうような意見が出てきているということを前向きに考えてくれるのか、くれないのか、イエス、ノー、マル、ペケぐらいでひとつお答え願いたいんですが。町長。

○山田裕康議長 町長。

○野瀬町長 甲良町には建設審査、いわゆる格付等、指名審査をする組織がございますので、具体にその組織で取扱い方についてを検討し、最寄りの協同組合さんとも意思疎通をして、お互いに理解をし合いながら分かったという調整をするべきだと考えておりますので、担当課を交えて具体の検討をするように指示をしてまいりたいというふうに思っています。

○山田裕康議長 小森議員。

○小森議員 はい、分かりました。前向きの意見として受け止めておきます。

最後に、甲良町の基幹産業の発展を考えるなら、基準等の見直しを前向きに検討していただくことを求めて、一般質問を終わります。

○山田裕康議長 小森議員の一般質問が終わりました。

次に、2番 岡田議員の一般質問を許します。

2番 岡田議員。

○岡田議員 2番 岡田隆行です。議長のお許しが出たので、通告書に基づき一般質問をさせていただきます。

交通を取り巻く環境は、特に公共交通の利用が少ない地域において路線の本数減便や撤退する業者も出てくるなど、厳しい状況下になってきています。本町でも、近江鉄道の経営問題に関わり、幾つかの市町でどのようにするか

も協議が始まり、バスの運行状況も減っていく中で、今後特に高齢者の交通手段を検討していかなくてはいけないと思います、取り上げさせていただきました。

そこで、まず初めに、本町の地域公共交通を取り巻く現状と課題についてお聞かせください。

○山田裕康議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 本町におきます公共交通は大きく2つ、鉄道では、近江鉄道が運行します八日市駅から高宮駅までの近江本線湖東近江路線、バスでは、湖国バスが運行します富之尾から河瀬駅東口までの甲良線が存在するというふうに認識しております。

急速な人口減少に伴いまして公共交通の利用者数が減少しております。また、それに加えまして、モータリゼーションの進展に伴う自家用車の増加は一層の減少に拍車をかけております。本町の公共交通においても、近江鉄道に対します関係自治体による経営支援や湖国バスの便数減など、様々な影響を及ぼしているところでございます。

しかしながら、公共交通に対しますニーズは相対的に低下はしているものの、通勤通学、また通院や買物など日常生活の様々な場面において電車やバスを利用する町民にとっては、公共交通は必要不可欠な生命線とも言えるものでございまして、地域公共交通の維持存続は、町政にとりましても重要課題の1つと認識しなければならないというふうに考えております。

○山田裕康議長 岡田議員。

○岡田議員 丁寧なご回答いただき、ありがとうございます。本町の現状と課題がよく分かりました。

国土交通省以下、国交省の調査によると、高齢者の免許返納の数は近年大幅に増加し、高齢者を中心に、公共交通がなくなると生活できなくなるのではないかと不安の声が大きい中、全国の約7割のバス事業者が、収支が赤字で、自動車の運転業務の人手不足が年々深刻化しており、有効求人倍率は全職業平均の約2倍となっております。そして、このコロナウイルス感染症による公共交通機関への影響は、運輸業界全体としても、他業種と比べ営業の落ち込みが大きくなっております。

そうした状況の中で国交省は、地方などで路線バスや鉄道の維持が困難な場合、地方自治体が交通サービス維持に向けた今後の方針を策定し、新たな事業者を募集できる仕組みを創設する方針を固め、既存事業者が路線の廃止届を出すより早期の段階から自治体に関与してもらい、地域の足が維持できなくなる事態を防ぐ狙い、そこで、令和2年度に地域公共交通活性化再生案ができましたが、この地域公共交通活性化再生案とはどのような案か、お答

えください。

○山田裕康議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 まず、この再生法のことについてお答えさせていただきたいと思います。この地域公共交通活性化再生法につきましては、正式には地域公共交通の活性化及び再生に関する法律というものでございまして、その背景としましては、維持継続が困難な地域公共交通の活性化および再生が重要となっていることを背景としまして、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に関する地域の主体的な取組を推進することを目的として平成19年5月に制定されたものでございます。

○山田裕康議長 岡田議員。

○岡田議員 この法案と同じくして国交省は、路線維持が困難と見込まれる時点で自治体が既存事業者を含む関係者と合意の上、ほかの事業者による運行やデマンドタクシーによる継続といった今後の方針を定め、サービスを提供する新たな事業者を募集する仕組みを法的に位置づけ、地域に最適な生活交通の在り方を示す地域公共交通網形成計画について、地域公共交通計画に改称した上で、自治体による策定を任意から努力義務に改める方針になりました。

そこで、この地域公共交通計画とは何かをお聞かせください。

○山田裕康議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 地域公共交通計画は、先ほど申し上げました地域公共交通活性化再生法、こちらの法律の第5条の規定に基づくものでございまして、市町村が単独または共同で区域内の地域公共交通の活性化及び再生を推進することを目的として策定する計画というふうに位置づけられているものでございます。

○山田裕康議長 岡田議員。

○岡田議員 計画には、地域交通網維持に向けた数値目標を盛り込むことも法律で明記し、数値目標の種類は、利用者数や収支率のほか、自治体による支援増額などを想定しており、計画を策定すれば、国から乗合バスの運行費の支援も受けられるようになるそうです。

そこで、本町では地域公共交通計画を作成しているか、お聞きしたいと思います。

○山田裕康議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 本町では、湖東圏域の1市4町、彦根、愛荘、豊郷、甲良、多賀で構成します湖東圏域公共交通活性化協議会、こちらの枠組みによりまして湖東圏域地域公共交通網形成計画を平成29年3月に共同で策定したところでございます。

○山田裕康議長 岡田議員。

○岡田議員 回答の方をいただき、ありがとうございます。計画のポイントとしては、1、まちづくり・観光振興等の地域戦略との一体性の確保と、2、地域全体を見渡した地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保、3として、地域特性に応じた多様な交通サービスの組合せ、4、住民の協力を含む関係者の連携がポイントだそうです。今回、計画の方が策定できているということで、1市4町で私、取り組んでいるということを知らなかったのも、教えていただきましてありがとうございます。

これからもまだまだ、1市4町として連携していくにあたって、これから様々な問題解決するために計画の方はまた何度か見直しすることもあるかと思いますが、できるだけ切れ目のない交通手段を計画していただけるようによろしくお願いいたします。

次に、新モビリティサービス事業について質問させていただきます。この新モビリティサービス事業とはどのようなものかをお答えください。

○山田裕康議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 新モビリティサービス事業とは、先ほども申しあげました地域公共交通活性化再生法、こちらの第2条第16号にその規定がございます。情報通信技術その他の先端的な技術を活用し、2以上の交通機関の利用に係ります予約、料金の支払い、その他の行為を一括して行うことができるようにするサービスその他の当該技術の活用により、交通機関の利用者の利便を推進するサービスを提供する事業といったようなことで定義されているものでございます。

○山田裕康議長 岡田議員。

○岡田議員 国交省によると、混雑を回避した移動やパーソナルな移動など、ウィズ・アフターコロナにおける新たなニーズにも対応したMaaSを推進するため、MaaSの実現に必要な基盤整備や、法改正で新設された計画認定、協議会制度の活用等について支援するそうです。このMaaSについては、後ほどの質問でお話しさせていただくのですが、その前に、次の質問に移りたいと思います。

高齢者の新たな移動手段として、国交省が旗振り役となり幾つかの推進があると思いますが、本町としては今何かご検討などありますか。

○山田裕康議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 実際に実施しております移動手段として、こちらも1市4町で構成します湖東圏域公共交通活性化協議会におきまして、愛のりタクシー、愛のりの「愛」は愛するのラブの「愛」でございます。愛のりタクシーの制度を国の助成制度を活用しまして平成20年に彦根市内で事業開始を

しまして、こちら甲良町内では平成22年10月から利用開始をしているところでございます。

ご存じのように、この制度は、あらかじめ決められました路線と停留所を利用の方が事前に予約により申し込みいただきまして、近江鉄道のタクシーの車両を利用するものでございます。

○山田裕康議長 岡田議員。

○岡田議員 回答の方をありがとうございます。今のところ、現在、愛のりタクシーということでお聞かせいただきました。

県内ではコミュニティバスなどが主流ではありますが、地域の生活の足として、国交省などが推進するグリーンスローモビリティ、グリスロがあります。時速20キロ未満で公道を走るカートやバス型の低速電気自動車で、このグリスロは、バスなどの公共交通機関ではカバーし切れない、例えば停留所から自宅までの最後の区間の移動を可能にするそうです。安全な移動に加えて、高齢者が運転者となり、住民の移動も支援することができる。実証実験を行った地域では、利用者の移動範囲の拡大や外出頻度の増加など効果が現れているそうです。

次に、県内で唯一、鉄道駅がない交通過疎地の竜王で、町民を対象にした予約乗合ワゴン、チョイソコリゅうおうの実証実験が2020年10月に始まりまして。2022年3月末まで実施し、町民に利用を促しながら課題を探っているそうです。

全国的にドライバーの事故が問題視され、免許返納の動きも加速したということもあって、2016年に西田秀治町長が就任した直後、全集落で聞いた意見交換会では、高齢者からやはり新たな移動手段を求める声が相次ぎ、住民ニーズにこたえようと、町は昨年5月、県と日本自動車販売協会連合会県支部と3者で竜王Ma a S協議会を設立したそうです。予約制乗合ワゴンの導入に向けて準備をしてきたそうで、今現在動いているんですけども、この計画の総合移動型サービスMa a Sとは何かをお聞かせください。

○山田裕康議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 Ma a S、エム・エー・エー・エス、Ma a Sでございますけれども、M o b i l i t y a s a S e r v i c e、こちらはそれぞれの頭文字を取ったものでございまして、直訳では、サービスとしての移動というふうに訳されます。先ほどの新モビリティサービス事業をご説明しましたけれども、そちらの1つの在り方でもございまして、バス、電車、タクシーなどの公共交通機関をITを用いて結びつけるシステムといったような位置づけがございまして。

例えばでございますが、自宅から目的地までのバスや電車の経路や料金の

検索機能に加えまして、予約や支払い決済まで、例えばスマホでそれが全部行えてしまうといったようなシステムの開発などがこのM a a Sの取組などに挙げられているものというふうに認識しております。

○山田裕康議長 岡田議員。

○岡田議員 丁寧な分かりやすい回答をありがとうございます。先ほど課長がおっしゃられたように、例えばいつでも行きたいところに行けるサービスのことで、2015年に北欧のフィンランドで産声を上げたばかりの世界的にも極めて新しい取組だそうです。日本では2019年がM a a S元年と呼ばれ、M a a Sという4文字が盛んにマスコミに登場するようになったそうです。国交省が旗振り役を務め、現在国内では、自治体や交通事業者等が中心となり、20ほどの実証実験を行っているそうです。

このうち、観光地で行われるものを観光型M a a S、都市で行われるものを都市型M a a Sと呼ぶそうです。M a a Sが加速することのメリットとしては、お金や時間の使い方が大きく変わることが挙げられます。例えば、先ほど言われましたばらばらやった各社の運行データが集約されることで、移動が不便な時間帯やエリアが可視化され、交通手段の拡充が進んだり、自家用車がなくても便利に移動できるため、車を手放したり、台数を減らしたりでき、維持費用を節約できること、これまで家族の送迎に時間を取られていた人に余裕ができ就業率が上がる、高齢者や子どもが1人で外出しやすくなるといったメリットです。

この統合型移動サービスM a a Sの質問を念頭に置いて、次に、本町としてのどのような交通手段を計画しているか、また、まちづくりにもつながる計画も必要であると思いますが、一体化したこういう計画を行うにあたって今後の見通しをお聞かせください。

○山田裕康議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 先ほど申しあげました愛のりタクシーでございますが、湖東圏域に全部で15路線ございます。そのうち甲良線の利用は、全便数の約3万便数のうちの13.7%。約4,000便と最も多くの利用をいただいております。甲良町民の皆様積極的に利用いただいている成果だというふうに認識しております。引き続き、この愛のりタクシーの利用しやすい環境整備に努めてまいりたいというふうにまず考えております。

なお、本町の公共交通の在り方についてでございますけれども、本町だけでこの公共交通を何かするかとすると、おのずと限界が見えてきてしまう事実もございます。やはり、先ほど申しあげました湖東圏域公共交通活性化協議会、この湖東圏域の全体の枠組みを通じまして、この圏域でのスケールメリットを活かしながら、また議員の皆様のご意見なども賜りながら、町民の

皆様にとってよりよい公共交通の在り方といったものを考えながら、先ほど申し上げた交通の計画の見直しでありますとか、そういったことも含めて今後改善に努めてまいりたいというふうに考えております。

○山田裕康議長 岡田議員。

○岡田議員 いろいろとお答えいただきまして、ありがとうございます。一般質問を聞く前に打合せをしておけばよかったかなということで、本町の計画しか思っていなかったのも、今もう1市4町で広域でやっておられるということなので、その辺もふまえてちょっと回答の方をさせていただきたいと思っております。

県内の各市町等とも、先ほどの竜王町の予約乗合ワゴン、チョイソコリゅうおうや各市町村のコミュニティバスなど、東近江市でも今コミュニティバスの方が動いておりますが、どこもやはり、いろいろな公共交通の改善に向けて努力をされているが、どうしても利用促進の問題があり、なかなか維持できる状況に至っていないのが現状であるそうです。

本町として単独で、先ほど言われたように、こうした事業を行うのはやっぱり厳しい財政状況の中、難しいとは思いますが、例えば先ほど言われていたやっぱり湖東広域の連携で観光型Ma a Sの推進協議会等、新モビリティサービス事業としての交通手段の協力体制を図り、お互いの例えば観光資源の活用や取組を一体化できれば地域活性化につながるのではないだろうかと思っております。

過去の一般質問で、2019年の12月議会で文化庁の文化財活用等理解促進戦略プログラムの補助金の提案も以前させていただきましたが、こうしたことも念頭に置いて、例えば国交省だけでなく経産省の助成金等も活用できますし、本来もっと先を見据えた持続可能な事業計画とやはり観光を一体化した計画をすることによって、本町だけでは難しい補助金なども、近隣の先ほど言われた湖東広域での市町村の市長とか町長の協力のもと、それぞれが抱えている課題を持ち寄り、話し合うことによって新たなまちづくりが見えてくるんだと思っております。

ぜひ町長には、広い視野と近隣の市町村を巻き込む熱意と強いリーダーシップで本町の地域公共交通を取り巻く現状と課題を打破していただいで提言させていただきました。よろしく願いいたします。

2番目に、ふるさと納税についてお聞きしたいと思います。

新型コロナ禍でふるさと納税は全国的に増えているそうです。ふるさと納税サイトさとふるによると、昨年4月から11月の寄付額は前年同期比で1.5倍、最初の緊急事態宣言が発令された4月は、1.8倍以上だったそうです。

県内の市町の中で5年連続2位の高島市は、2020年度5億9,200万円余りで、前年同期比7%の増、4年連続3位の東近江市は、返礼品に加えた不織布マスクの人気もあり、前年より3割多い5億9,200万円を集めているそうです。

そこで、本町の過去5年間のふるさと納税の実績額を教えてください。

○山田裕康議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 申し上げます。平成28年が1億800万、平成28年が1億800万、29年が7,300万、7,300万、30年が3,700万、3,700万、令和元年が4,500万、4,500万、令和2年が5,300万、5,300万。この5年間の総額では約3億1,900万、3億1,900万となっておりまして、この5年間の平均では6,300万、6,300万円の年平均の寄付を頂いておるといったような実績でございます。

○山田裕康議長 岡田議員。

○岡田議員 前町長のときは、ふるさと納税、多分1億800万が、多分この辺りだと思うんですけど、結構多かったように思いますが、今やっぱり先ほど確認させていただきますと、ちょっと年々今減少に転じていると思います。ここ3年ほどは少しずつ持ち直してはいると思うんですけども、そこで、税収が少ない本町においてふるさと納税は大きな魅力だと思いますが、現在の取組をお聞かせください。

○山田裕康議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 こちらの募集の仕方でございますけれども、ふるさとチョイス、それから楽天ふるさと納税、それからふるなび、それからauPayふるさと納税、この4つのインターネットによるウェブサイトを通じまして、広く寄付ができますように手続をしておるところでございます。

また、国の規定に基づきまして、納税額の3割を上限として返礼品を設定しまして、近江牛、お米、お酒、ユズの加工品などといった返礼品を用意し、中でも近江牛は特に人気をいただいております、寄付を頂いた方から好評なお声、お礼の声をいただいているところでございます。

○山田裕康議長 岡田議員。

○岡田議員 次に、現状を打破するための今後の計画をお聞かせください。

○山田裕康議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 令和2年度の全国1位であります、135億を集めた宮崎県の都城市。こちらは常連で毎年上位を占められております。こちらの返礼品をインターネット等で拝見しますと、生産高でも全国一位を誇ります宮崎牛やブランド豚、また地域の地鶏、また、霧島をはじめとしました焼酎な

ど、食に関する返礼品が豊富に並んでおり、ほかをぬきんでている1つの要因なのかなというふうに推察しております。

そうした意味におきまして、寄付額を増やすためには魅力のある返礼品を取りそろえるといったようなことが1つの手段であると考えておりまして、本町としましても、先ほど申し上げたものに加えまして、今年度から新たに地域資源制度といった制度を活用しまして、滋賀県が県内市町で共通に扱える返礼品として、鮎寿司や湖魚、これ、湖の魚と書きます湖魚でございます。こういったものを9月から返礼品に加えておりまして、さらなる寄付の獲得に努めたいというふうに考えております。

しかしながら、このふるさと納税の本来の趣旨でございます甲良町を応援したい、甲良町だから寄付したいといったような思いを持っていただくことが重要であると考えております。他市町との返礼品競争に埋没することなく、多くの人に愛されるまちづくりを進めていくこと、こちらも大切なことというふうに考えておりますので、そういったことのために地道な取組も一つ一つ積み重ねてまいりたいというふうに考えております。

○山田裕康議長 岡田議員。

○岡田議員 先ほど課長の丁寧なご説明を聞きまして、ふるさと納税の品、品ですね、だけではなく、やはり甲良町を愛してもらえるように、いろんな取組をしていくのも本当に必要だと思っております。

そうした中で、全国の市町村でふるさと納税による税の増収を試みている中で、物品だけの競争だけではどうしても非常に厳しいところもありますので、先ほど言われた本町においても何か特色のある物品や、やっぱり観光PRの、例えば動画などを作成してYouTubeに配信したり、ふるさとチョイスによるふるさと納税を活用したクラウドファンディングなどの活用もしていかななくては、このままでは増収が見込めないかなと思います。

ぜひ確実にふるさと納税の増収を図るためにも、甲良町のやはりイメージアップにつなげられるような、そういった企画も考え、そうした中で地域の特産品を盛り込んでいくことによって、少しずつであります、増収につなげていけると思いますので、また、そうした成功している事例や企画も含めて検討して、見直しも視野に入れながら、また日々改善しながら取り組んでいただければと思います。よろしく願いいたします。

3番目に、小5、小6教科担任制度の導入についてお聞きしたいと思いません。

中教審は、小中高の教育の在り方に関する答申を取りまとめ、小学5、6年生で専門の教員が教える教科担任制を2020年度をめどに本格導入すると明記し、対象教科に理科と算数、英語を例示、高校生の約7割が在籍する

普通科を再編し、持続可能な開発目標SDGsといった現代社会や地域の課題に取り組む新学科を設置することを盛り込んだそうです。

この小5、小6の教科担任制のメリットとデメリットをお聞かせください。

○山田裕康議長 学校教育課長。

○寺田学校教育課長 メリットは次のように考えております。

まず、教員にとって、特定の教科を指導しますので、その専門性がより高まり、授業の質が向上し、それが児童の学力向上につながるのではないかと。それから、授業の準備、教材研究といいますけれども、この時間が減ることによって、その分、子どもと向き合う時間が増えるということとともに、教員の働き方改革にもつながるといことです。それから、子どもにとっては、複数の教員で子どもの様子を見ることになりますので、個々の児童をより多面的に理解できるということ。それから、最後に、俗に言う中1ギャップの解消につながるというふうに考えております。

逆に、デメリットの方は以下のように考えております。

時間割の調整が難しいということ。それから、教科担任制のための教員が少ないということ。それから、担任にとって低学力の児童の学習状況の把握が難しくなるということ。それから、新しい教科担任と児童との信頼関係づくりに時間がかかってしまって、それまでの間、結局、担任がそのサポートに入らなければならないということがデメリットかなというふうに考えています。

○山田裕康議長 岡田議員。

○岡田議員 詳しく回答の方をいただきまして、ありがとうございます。文科省によると、義務教育を中心とした包括的な答申は、05年以来、新型コロナウイルス禍や小学校の35人学級化をふまえ、情報通信技術、いわゆるICTを活用して対面とオンラインを使いこなす教育のハイブリッド化も掲げて、教員が得意分野を担当する教科担任制で授業の質がやっぱり高まることも期待されているということと、また、教員一人一人が全ての授業を受け持つ学級担任制に比べて、先ほども言われたように、負担が減って働き方改革につながるとされています。

文科省が、今後、教科担任制に必要な教員確保などに向けて具体的な検討を急ぐそうですが、そこで、本町ではいつから導入になるのか、その予定をお聞かせください。

○山田裕康議長 学校教育課長。

○寺田学校教育課長 県の教育委員会の方からは、昨年度末に少人数指導から専科指導への移行の方針が示されました。他市町でも今年度から導入しかけたところ。です。

本町におきましては、西小学校の方で小学校5年生の書写と社会、それから小学校6年生の書写と理科と音楽で教科担任制に取り組み始めたところでございます。

○山田裕康議長 岡田議員。

○岡田議員 この県内では、甲賀市の貴生川小学校では、先ほどの中学校のように教科ごとに専門の教諭が授業を進める教科担任制のモデル事業が始まっており、県内では同市教委が初めて先行実施し、5、6年生でほぼ全教科に広げた学校は全国的にも珍しいそうです。教科担任制にすることで教諭が各自の得意分野を教えて授業の質を高め、複数科目の授業を準備する従来の負担を減らすこともめざしているそうです。同校によると、児童からは「いろんな先生から教われるのは新鮮で楽しい」といった声が聞かれていると言います。制度には、中学への入学で子どもが環境変化に悩む、先ほど言われた中1ギャップを解消する狙いもあり、ここの川口教頭は「中学校並みにしたことで、6年生がこのまま中学校に行っても抵抗がないのでは」と話しておられるそうです。

本町でもできるだけ早く、3教科にするのか、全教科にするのか、そこはちょっと難しいところだと思いますが、できるだけ取り入れてみてはどうかと思い、一般質問をさせていただきました。

それでは、最後の質問に入りたいと思います。

これまで小学校は3学期制が当たり前でしたが、最近では2学期制を導入している小学校もあります。なぜ2学期制が導入されるようになったのか、3学期制との違いやメリットなど、分からないことも多いはずです。

2学期制の導入の背景ですが、これまで我が国では、明治以来現在に至るまで、ほとんどの小中学校で夏季、冬季、学年末休業日を区切りとした3学期制による教育が行われてきました。しかし、1つの学期が終わり、学習に対する新たな目標を持ちにくい中で、長い休業日に入ることによって生じる児童・生徒の解放感が基本的な生活習慣を乱しやすくするといった長期休業日に関する課題や、各学期の長さが均一でない中で特に3学期は授業日数が少なく、十分な教育活動が行いにくいといった各学期の期間に関する課題がありました。

こうした中で、平成14年度から完全学校週5日制のもと、ゆとりの中で特色ある教育を展開し、生きる力を育成することを狙いとした学習指導要領が実施され、豊かな体験活動や児童・生徒が自らの力で問題解決をしていく学習過程が重視されるようになり、総合的な学習の時間や各教科において今までよりも長いスパンの単元設定が必要になってきました。

翌年の2003年に教育課程の指導の充実や改善方策として、中央教育審

議会が2学期制という言葉を出して、長期休業日や学期の在り方について意見を述べた。2学期制を導入することで減った授業数を確保できるということで、2学期制を導入する学校が増えてきたそうです。

学校の学期制は、全国一律で決まっているものではなく、各自治体や教育委員会、学校の考え方に委ねられているとのこと。そこでこの2学期制のメリットとデメリットについてお聞かせください。

○山田裕康議長 学校教育課長。

○寺田学校教育課長 メリットの方は、以下のように考えております。

まず、教員にとって、始業式だとか終業式、期末懇談会などの学校行事が減ることで授業時間の確保をしやすくなるとともに、学習評価の機会が減ることで教員の時間的余裕ができ、子どもと触れ合う時間が増えるということ。それから、子どもにとりましては、長いスパンで学習に取り組めることでじっくり考える力がつけられるというふうに考えております。

逆に、デメリットの方は以下のように考えております。

2学期制にしますと通信簿をもらう機会が減ることにつながります。子どもたちへの細やかな励ましの機会が減ってしまうということ。それから、3学期制の方が季節や学校行事につながっており、めりはりがつけやすいということ。それから、2学期制にして秋休みを導入するというふうに仮定すれば保護者が当惑するのではないかというふうに考えられます。それから、定期テストの回数が減ることにつながりますので、学習する機会が減少してしまうのではないかというふうに考えております。

○山田裕康議長 岡田議員。

○岡田議員 メリットとデメリットを詳しく教えていただきまして、ありがとうございます。

次に、今年の7月24日の中日新聞の滋賀版で2学期制の導入の話を見ました。湖南市の小学校9校のうち、新たに6校が本年度から2学期制を導入し、7校になったそうです。新型コロナウイルス対策に加え、評価方法の変化などで増す教員の負担を減らし、ゆとりを持って子どもと向き合うためだというそうです。

そこで、県内で2学期制の導入が増えてきたが、本町としての導入予定があるかどうか、お聞かせください。

○山田裕康議長 学校教育課長。

○寺田学校教育課長 現在、各校で教育課程を工夫しながら授業時数を確保しております。3学期制で今のところ問題ないかなというふうに考えます。学期ごとの細やかな3者懇談会を通じて、保護者との連携、子どもたちの学力向上や希望の進路の実現、生徒指導上の課題の解決等に努めており、現在

のところ導入は検討しておりません。

○山田裕康議長 岡田議員。

○岡田議員 今回この2学期制の導入の質問をしたのは、特に2020年度はコロナ禍の長期休校があり、3学期制には物理的な無理があったというコメントを見て、今までは3学期制が私も当たり前に思っていたけれども、コロナ対策に加え、タブレット端末を1人1台持たせるGIGAスクール構想の前倒しもあり、菩提寺小の奥野校長は、「コロナ禍を機に思い切って変えないと教員の負担は減らない。今まで3学級は2カ月足らずで成績をつけていた。じっくり子どもに接して評価することは、子どもにも教員にもよいだろう」と期待をしているそうです。

文科省によると、18年度で全国の公立の19.4%が2学期制を導入し、最多だった2011年度の21.9%からやはりやや減っているそうです。長期休みごとに通知票をもらうほうが気持ちを切替えやすいという子どもや保護者の声をふまえ、移行後に3学期制に戻す学校もあるそうです。

2学期制の導入は1つの手段だとは思いますが、本町の学校教育において、コロナの対応や新しい取組で学校の先生たちが一生懸命頑張っておられる状況の中で、どちらの学期制が本町にとって望ましいのか、一度立ち止まって検討していただくか、試験的に試してみるのもよいのではないかなと思い、一般質問させていただきました。

決してこれが答えということではなく、やはり2学期制も経験したことによって、改めて子どもたちが3学期制のよさを感じることもあるかもわからないですし、中学校へ移行することを考えると、これから高校、大学なりになっていったときに2学期制の方が、海外ではもう2学期制になっておりますので、そういったことをふまえて、もう一度、固定概念を崩して一度試しにやってみるという何かそういうチャレンジ精神が欲しいなど、今の教育の場にも。それがよいかどうかは別として、周りの、特にこの滋賀県においては、いち早く多分2学期制を全国で初めて導入したのが小学校、栗東かな、栗東の小学校らしいので、そういった先見性もあるということも考えると、こういうコロナ禍だからこそできることをもう一度振り返るいい機会ではないかと思って、今回提案をさせていただきました。

まだまだこのコロナ禍の状況は続くと思いますが、こういうときこそ、行政と議会がやっぱりお互い知恵を出し合い協力しながら、町民の皆様が安心して暮らせるように取り組んでいかなければならないと思います。私もまだまだ未熟ではありますが、自分にできることを一生懸命に取り組み、少しでもお役に立てれるように協力を惜しみませんので、ここにいる皆さんで力を合わせて、この困難な局面に立ち向かっていけたらいいと思います。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○山田裕康議長 岡田議員の一般質問が終わりました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。本日はこれをもって散会します。
ご苦労様でした。

(午後 4時14分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 山 田 裕 康

〃 副議長 山 田 充

署 名 議 員 小 森 正 彦

署 名 議 員 岡 田 隆 行